

第4次くれ男女共同参画基本計画

～とともに奏でる あしたのくれ～



呉市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的な考え方	1
3 計画の期間	3
4 世界・国・広島県の男女共同参画に関する動向	4
5 呉市における現状と動向	8
6 第 3 次計画における取組の成果と課題	16
7 計画の重点項目	19

第 2 章 計画の体系と内容

1 計画の体系	20
2 基本方針，基本施策及び具体的事業	22
領域Ⅰ 仕事と暮らしの充実	22
基本方針 1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり	22
基本方針 2 働く場において女性がその力を発揮することができる環境づくり	25
基本方針 3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現	27
領域Ⅱ 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	28
基本方針 1 性差に係る固定的な意識の解消	28
基本方針 2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成	31
領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	32
基本方針 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	32
基本方針 2 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくり	34
領域Ⅳ 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成	37
基本方針 1 政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映	37
基本方針 2 地域づくりへの男女共同参画の拡大	39
3 指標と目標値の一覧	41

第 3 章 計画の実現に向けて

1 推進体制	42
2 計画の進行管理	42

付属資料

・ 計画策定の策定経過	44
・ 呉市男女共同参画推進審議会委員名簿	45
・ 男女共同参画社会基本法	46
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	49
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	56
・ くれ男女共同参画推進条例	63
・ 呉市男女共同参画都市宣言	65
・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくり宣言	65
・ 呉市長による「イクボス宣言」	66
・ 呉市男女共同参画推進審議会規則	67
・ 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）	68

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

呉市では、平成13（2001）年12月に、男女共同参画の推進に向けて市・市民・事業者が取り組む基本的な方向性を明らかにした「くれ男女共同参画推進条例（以下、「条例」といいます。）」を制定し、平成15（2003）年1月には「呉市男女共同参画都市宣言」を行いました。同年3月には、条例の規定に基づき、「くれ男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成25（2013）年3月には後継計画となる「くれ男女共同参画基本計画（第3次）」（以下、「第3次計画」といいます。）を、平成30（2018）年3月には「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」を策定し、市民や事業者とともに施策を推進してきました。

この第3次計画の実施期間が令和4（2022）年度で満了することから、これまでの取組の成果を継承しつつ、更に発展させた「第4次くれ男女共同参画基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定して、上位計画である「第5次呉市長期総合計画」、国及び広島県の計画との整合を図りながら、総合的、計画的に推進します。

2 計画の基本的な考え方

（1）計画の目的と理念

本計画は、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために策定します。

《基本理念》

1. 男女の人権の尊重
2. 男女共同参画を妨げる制度や慣行の見直し
3. 政策または方針の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と職業生活その他の活動との両立
5. 性と生殖に関する権利の尊重と健康への配慮
6. 国際社会の取組との協調

（2）計画の位置付け

- ①本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、「市町村男女共同参画計画」として、また、条例第8条に規定する計画として策定するもので、呉市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。
- ②本計画は、上位計画である「第5次呉市長期総合計画」や、実施中のその他の関連計画との整合を図ったものです。
- ③本計画は、平成15年3月策定の「くれ男女共同参画基本計画」から平成30年3月策定の「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」までの取組を引き継ぐものです。

- ④本計画の領域Ⅲ「安心して暮らせる環境の整備」の「基本方針1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」といいます。）」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」です。
- ⑤本計画は、平成27（2015）年に9月に施行、令和元（2019）年6月に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」といいます。）の趣旨や考え方を踏まえた取組を実施していく必要があるため、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置付けます。

（3）計画策定の方針

①幅広い意見が反映された計画

本計画は、市民ニーズに沿った具体的な施策を盛り込むため、呉市男女共同参画推進審議会の意見、男女共同参画市民アンケート調査、企業の取組状況調査の結果やパブリック・コメント等を踏まえ、広く市民や事業者の意見が反映された計画とします。

調査名	男女共同参画市民アンケート調査	男女共同参画に関する企業の取組状況調査 (平成19年度より継続実施)
調査対象	呉市内に居住する満18歳以上の男女	市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
抽出方法	層化無作為抽出法	全数調査
調査期間	令和3(2021)年7月28日～9月10日	令和4(2022)年8月15日～9月30日
調査方法	郵送法	郵送法・FAX回収
標本数	2,500	315
有効票数	1,057	177 (他、宛先不明・事務所移転等5事業所)
有効回答率	42.28%	57.10%

②評価のできる計画

本計画の実施にあたっては、数値目標を設定し、施策の進捗状況や実効性が客観的に評価できるような計画とします。

③市民とともに進める計画

条例では、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者がそれぞれの役割や責任を自覚し、積極的に役割を担い合って計画を推進していくことが定められています。

そこで、本計画は、市が自ら率先して実施する取組に加えて、市民や事業者を支援して、市が市民や事業者とともに推進する計画とします。

④SDGs（持続可能な開発目標）との関係

平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため国際目標として17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals)」が設定されました。

SDGsでは、令和12（2030）年までの世界共通の目標として、多岐にわたる17の持続可能な開発目標と169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画の上位計画となる「第5次呉市長期総合計画」では、呉市の将来都市像の1つとして、『SDGsを通して豊かな未来を創る「くれ』』を掲げ、その実現に向けた取組を推進するとしており、本計画の推進を通してSDGsの達成に貢献します。

SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

本計画の実施期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。また、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間で前期基本計画、令和10（2028）年度から令和14（2032）年度までの5年間で後期基本計画とし、前期基本計画の最終年度である令和9（2027）年度に、施策の進捗状況や課題を検証し、後期基本計画に反映することとします。また、関係する法律等の改正や、新たに取り組むべき課題等への対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 計画期間

令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度
第4次くれ男女共同参画基本計画									
前期基本計画					後期基本計画				

4 世界・国・広島県の男女共同参画に関する動向

(1) 世界の動向

平成27(2015)年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため国際目標として17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が設定されました。

その中の目標5において「ジェンダー*1の平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメント*2を図る」、また目標8において「全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する」が掲げられており、令和12(2030)年までに「誰一人取り残さない」ことを目標として、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。

また、令和元(2019)年に日本で開催された「G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書である「G20大阪首脳宣言」においても、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されており、社会経済発展の視点からも世界共通の課題とされています。

諸外国においてはクォータ制*3の浸透や強制力を持った法制化の進展等により、政治分野、経済分野での男女格差は縮小している中、世界経済フォーラムが令和4(2022)年に発表したジェンダー・ギャップ指数(※GGI)*4によると日本は146か国中116位であり、国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。

*1 ジェンダー (Gender)

生物学的な性別 (sex) に対して、しきたりや慣習など、社会的、文化的につくられた性別。

*2 エンパワーメント (Empowerment)

直訳すると「権限を与えること」、「自信を与えること」という意味であり、女性と女児のエンパワーメントとは、基本的な権利や能力開発の機会を確保し、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していくこと、意思決定過程に参画し、自立的な力を持つことを意味する。

*3 クォータ制 (Quota System)

格差是正のために、政治分野では、国会や地方議会等の議席数や候補者数における男女の比率を、法律や政党の規則等により割り当てる制度。企業の取締役等に、この制度を法制化している国もある。

*4 ジェンダー・ギャップ指数 (GGI Gender Gap Index)

男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータより算出。

(2) 国の動向

令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、以下のような社会情勢の現状及び課題に係る認識をふまえた計画が策定されています。

「第5次男女共同参画基本計画」より抜粋

1	新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
2	人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
3	人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
4	法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
5	デジタル化社会への対応(Society5.0)
6	国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
7	頻発する大規模災害
8	SDGsの達成に向けた世界的な潮流

《参考》男女共同参画に係る主な法律の制定・改正等

①「男女雇用機会均等法」「労働施策総合推進法」の改正

平成28(2016)年からの「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」の段階的な改正により、職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産に関する事由による女性労働者の就業環境の侵害について、雇用主に防止措置が義務化されました。

②「育児・介護休業法」の改正

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」の段階的な改正により、職場における育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止・ハラスメント防止措置が雇用主に義務化されました。また、子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得、育児休業の分割取得、育児休業とは別に子の出生後8週間以内に4週間までの産後パパ育休(出生時育児休業)が新たに取得可能になる等、育児・介護のための休暇を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務化されました。

③「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成30(2018)年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務を定め、政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることとされました。

④「女性活躍推進法」の改正

令和元(2019)年6月の「女性活躍推進法」改正により、常時雇用する労働者が301人以上の事業主における女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度(プラチナえるぼし*5)が創設されました。さらに、令和4(2022)年4月からは一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されました。

*5 プラチナえるぼし

「えるぼし」は女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした企業を認定する制度。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品等に付すことができる。

えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合には「プラチナえるぼし」の認定を受けることができ、認定マーク「プラチナえるぼし」を商品などに付すことができるようになる他、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。

⑤「児童福祉法」等の改正

令和元(2019)年6月に「児童福祉法」等が改正され、DV防止対策と児童虐待防止対策の連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努め、児童相談所は、DV被害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めることとされました。

⑥「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定

令和4(2022)年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定(令和6(2024)年4月1日施行予定)されました。性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)を「困難な問題を抱える女性」として、国・地方公共団体に対して、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を定めています。

市町村については、厚生労働大臣が定める基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することが努力義務とされました。

(3) 広島県の動向

広島県においても、男女共同参画社会基本法に基づく「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」（平成28（2016）年3月策定）の改定が行われ、令和3（2021）年3月に「わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次）」が策定されました。当該第5次計画では、以下の3点を特に注力して取り組むこととされています。

「わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次）」より抜粋

1	性別に関わらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり
2	性別に関わらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革
3	性の多様性の尊重と県民理解の促進

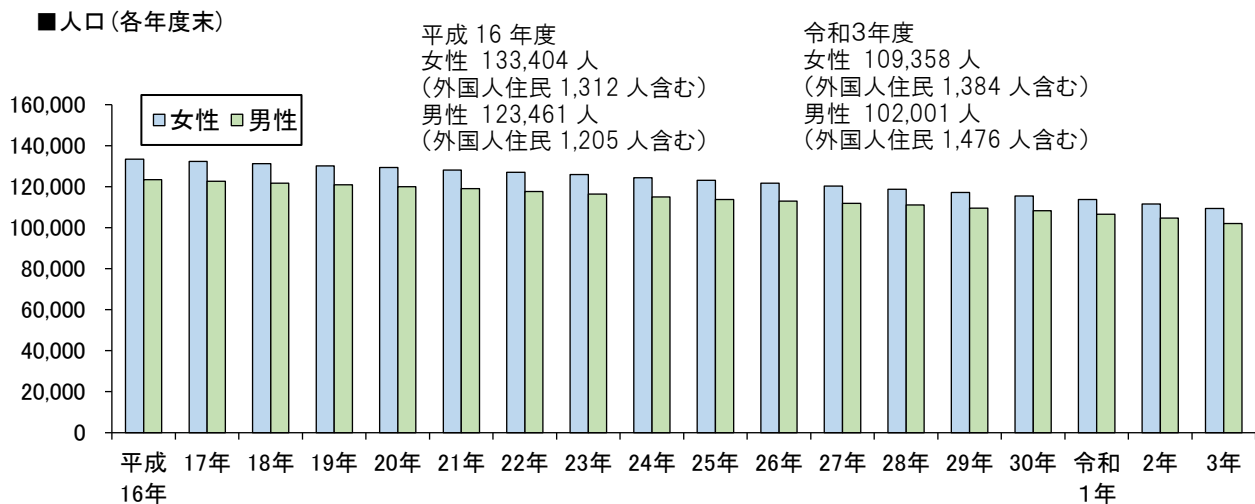
また、配偶者暴力防止法に基づく「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」（平成28（2016）年8月策定）の改定が行われ、令和3（2021）年3月に「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」が策定されました。

5 呉市における現状及び動向

(1) 呉市の基礎データ

人口の減少

呉市は、平成15（2003）年度に近隣1町と、平成16（2004）年度に近隣7町と合併し、その人口は平成16（2004）年度末に256,865人（うち外国人住民2,517人）に増加しましたが、令和3（2021）年度末には211,359人（うち外国人住民2,860人）まで減少しています。また、男女比では、女性の方が7,357人多くなっています。

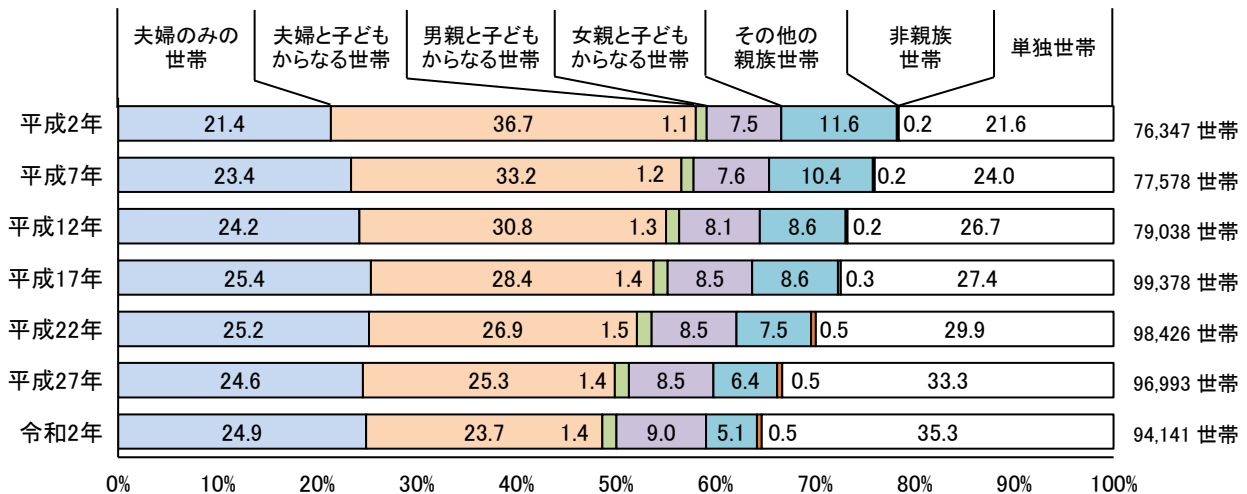


《資料：住民基本台帳、外国人登録法に基づく登録人口（令和3年度まで）》

単独世帯の増加

呉市では、単独世帯が年々増加し、夫婦と子どもからなる世帯が減少しています。

■一般世帯の家族類型別割合の推移

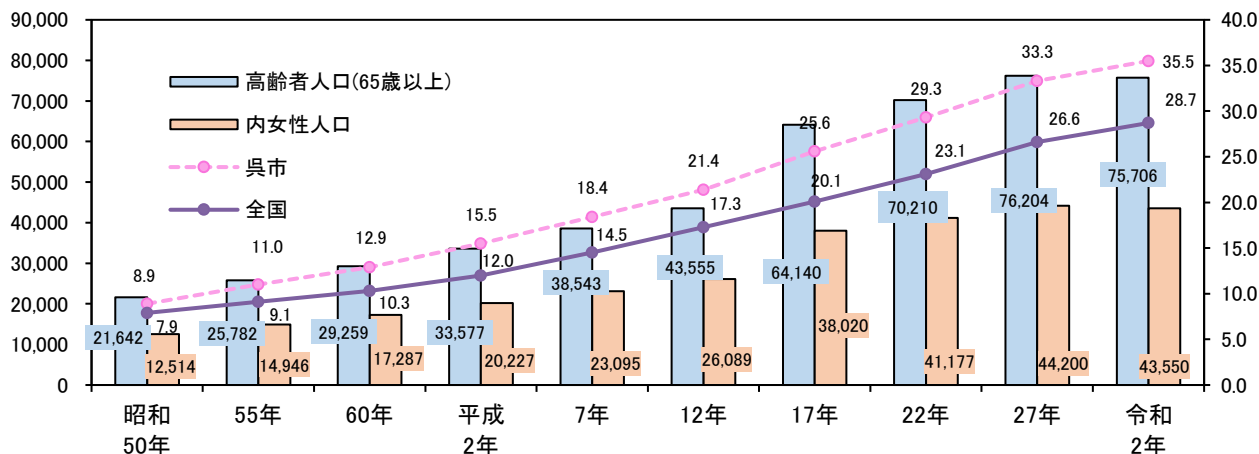


《資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）》

進む高齢化

呉市の65歳以上の高齢者人口は年々増加し、令和2（2020）年には、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は35.5パーセントとなり、全国平均と比べ6.8ポイント高くなっています。また、令和2年の高齢者人口では57.5パーセントが女性となっています。

■高齢者人口及び高齢化率の推移

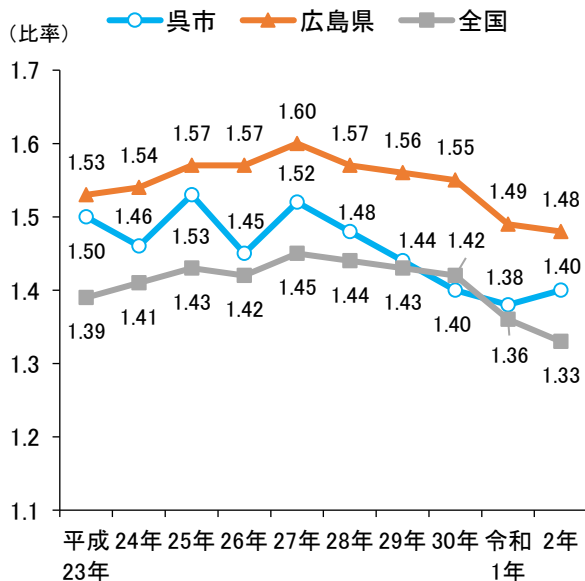


《資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）》

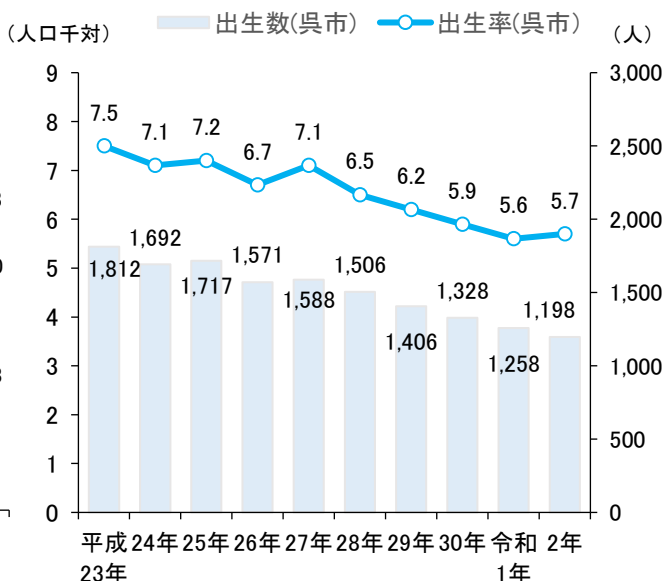
出生率及び合計特殊出生率の推移

呉市の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値）は、人口を維持するために必要と言われている2.07を大幅に下回る状況が続いており、出生率及び出生数についても減少傾向となっています。

■合計特殊出生率の推移



■出生数及び出生率の推移



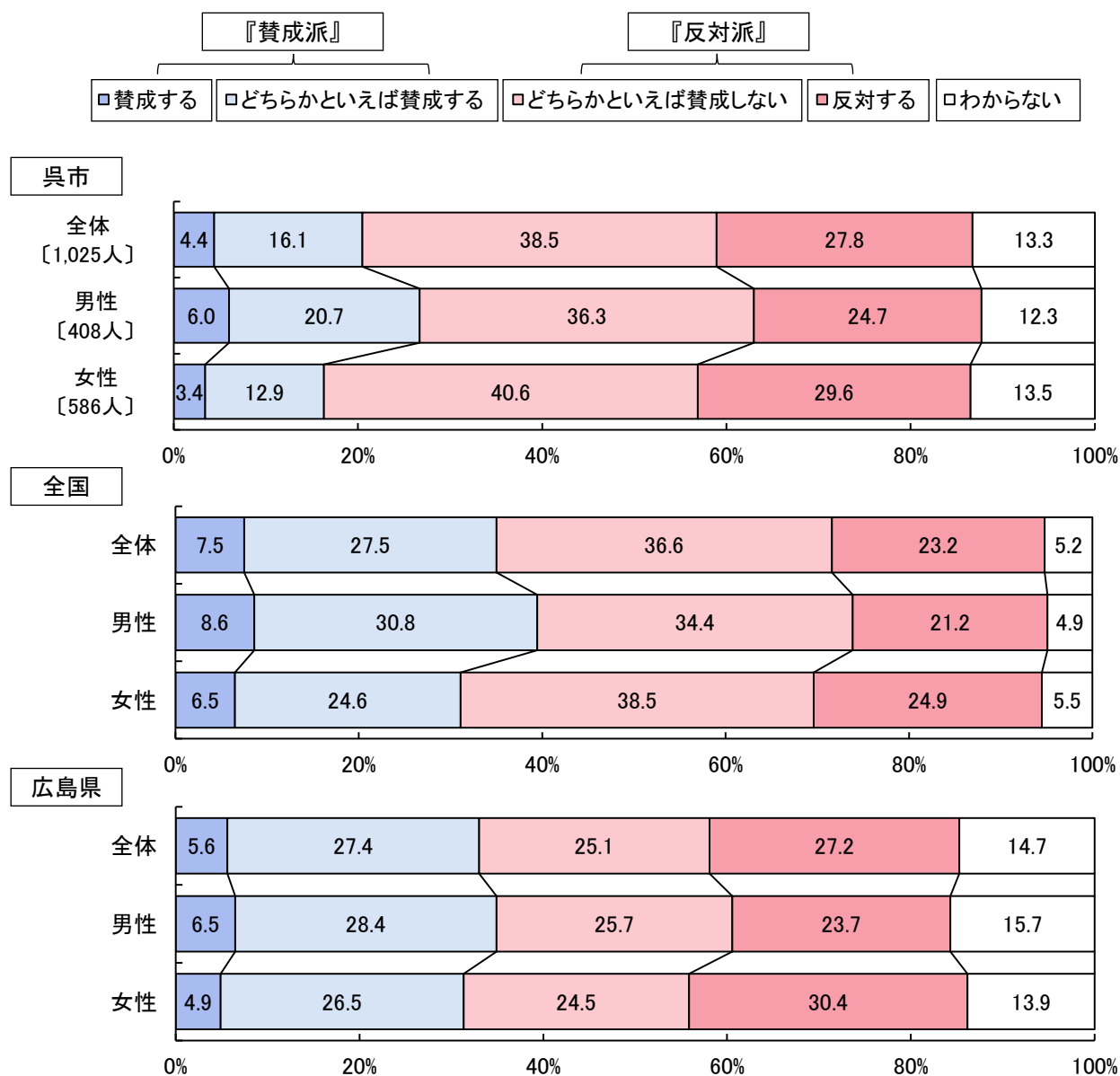
《資料：人口動態統計（厚生労働省），人口動態統計年報（広島県），呉市調べ》

(2) 令和3年度男女共同参画市民アンケート調査の結果より（一部抜粋）

固定的性別役割分担意識の変化

「男は仕事，女は家庭」という考え方については，「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」を合わせた『賛成派』は20.5パーセント，「反対する」と「どちらかといえば賛成しない」を合わせた『反対派』は66.3パーセントで，『反対派』が『賛成派』を大きく上回り，平成28年の調査結果と比較し『反対派』が5.5ポイント増えています。

■ 「男は仕事，女は家庭」という考え方について



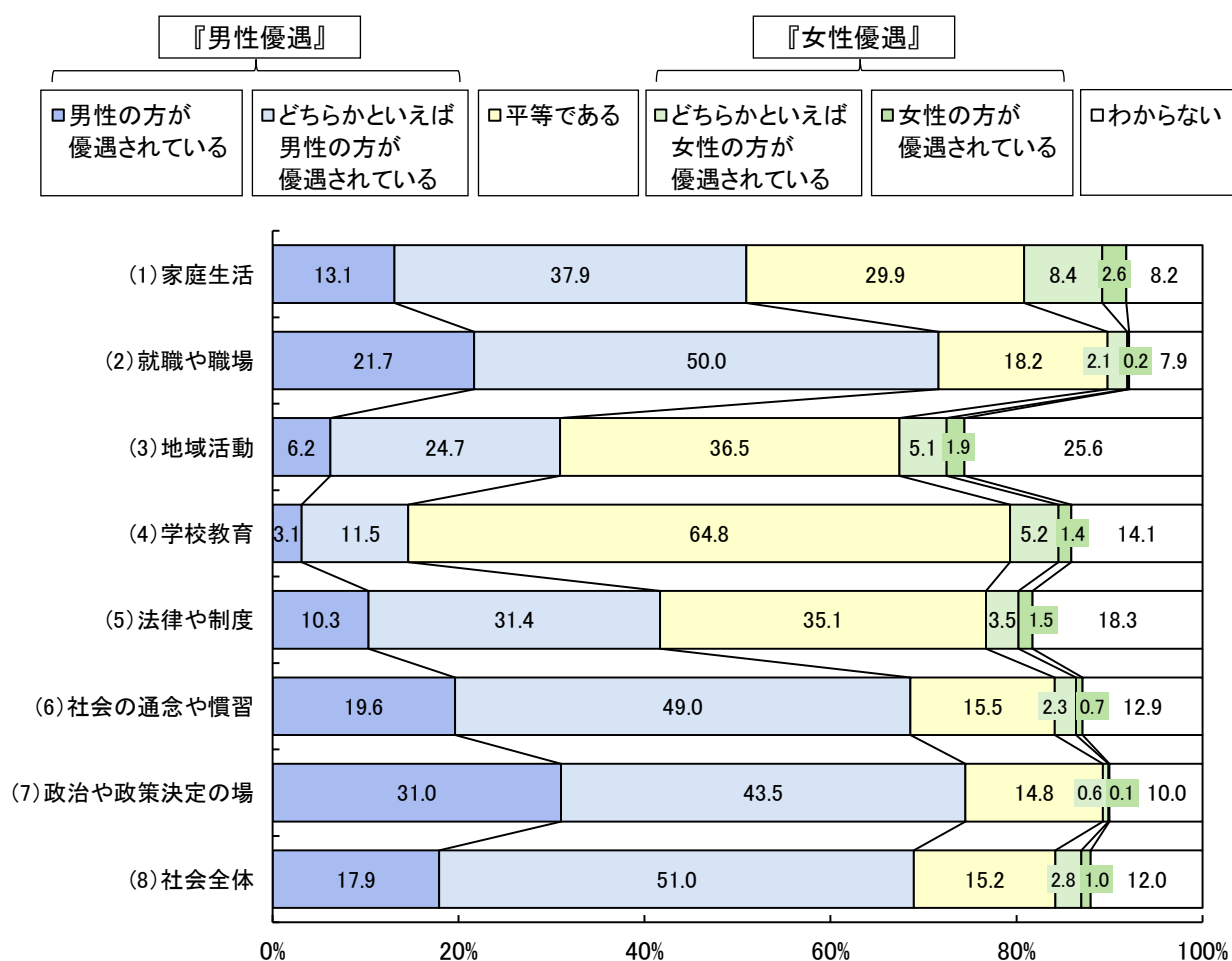
<<資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）>>
 <<資料：男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年 内閣府）>>
 <<資料：広島県政世論調査（令和2年 広島県）>>

さまざまな分野における男女の地位について

男女の地位が平等になっていると思うかを8つの分野についてみると、「就職や職場」「社会の通念や慣習」「政治や政策決定の場」「社会全体」の分野において、『男性優遇』と回答した人は、6割を超えています。一方、「平等」と感じている分野は、「学校教育」が64.8パーセントと最も高く、次いで「地域活動」で36.5パーセント、「法律や制度」で35.1パーセントと、すべての分野において、平成28年の調査結果からあまり大きな変化はみられません。

※「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせて『男性優遇』，
「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせて『女性優遇』

■男女の地位について



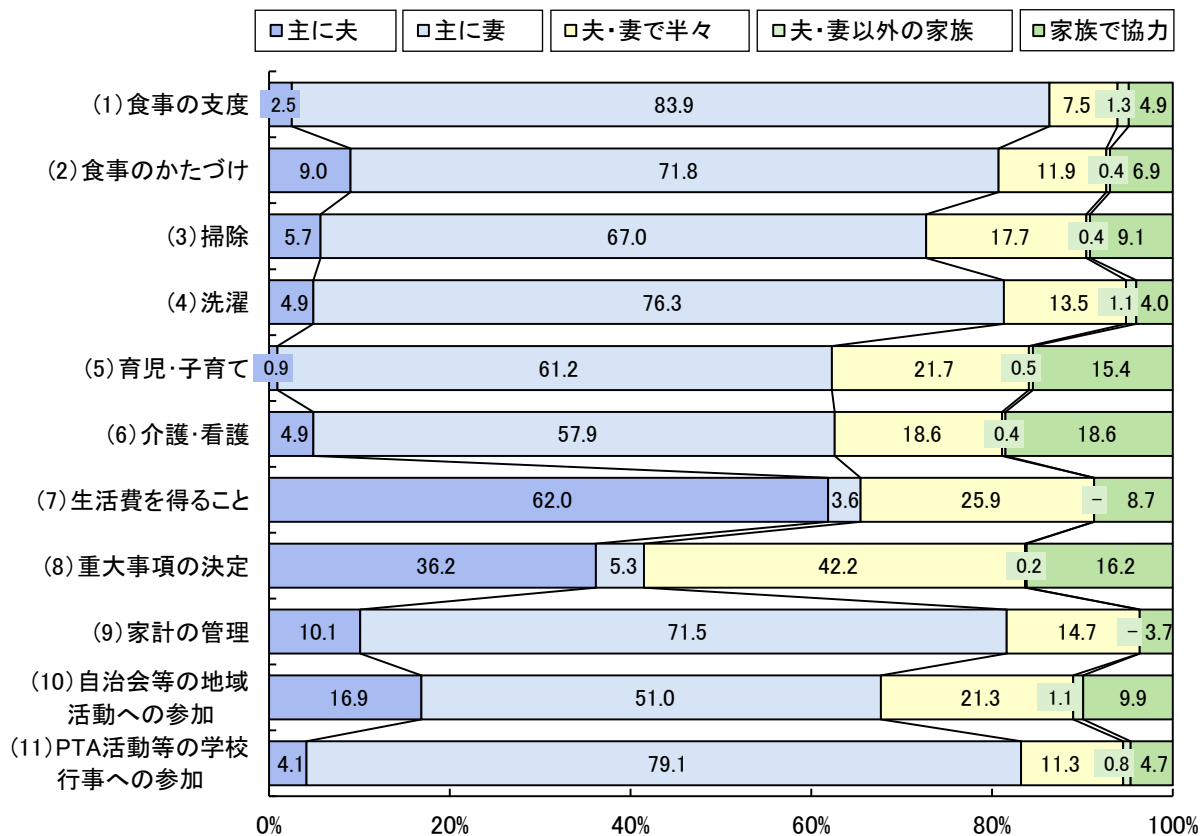
《資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）》

家庭での役割分担について

現在結婚している方の家庭での役割分担について11の項目についてみると、「(7) 生活費を得ること」は「主に夫」が62.0パーセントと最も高く、「(8) 重大事項の決定(高額な商品や土地・家屋の購入など)」は「夫・妻で半々」が42.2パーセント、「主に夫」が36.2パーセントとともに高くなっています。その他の家庭での役割の項目では「主に妻」が最も高くなっています。

■家庭での役割分担について

現在結婚している方のみ

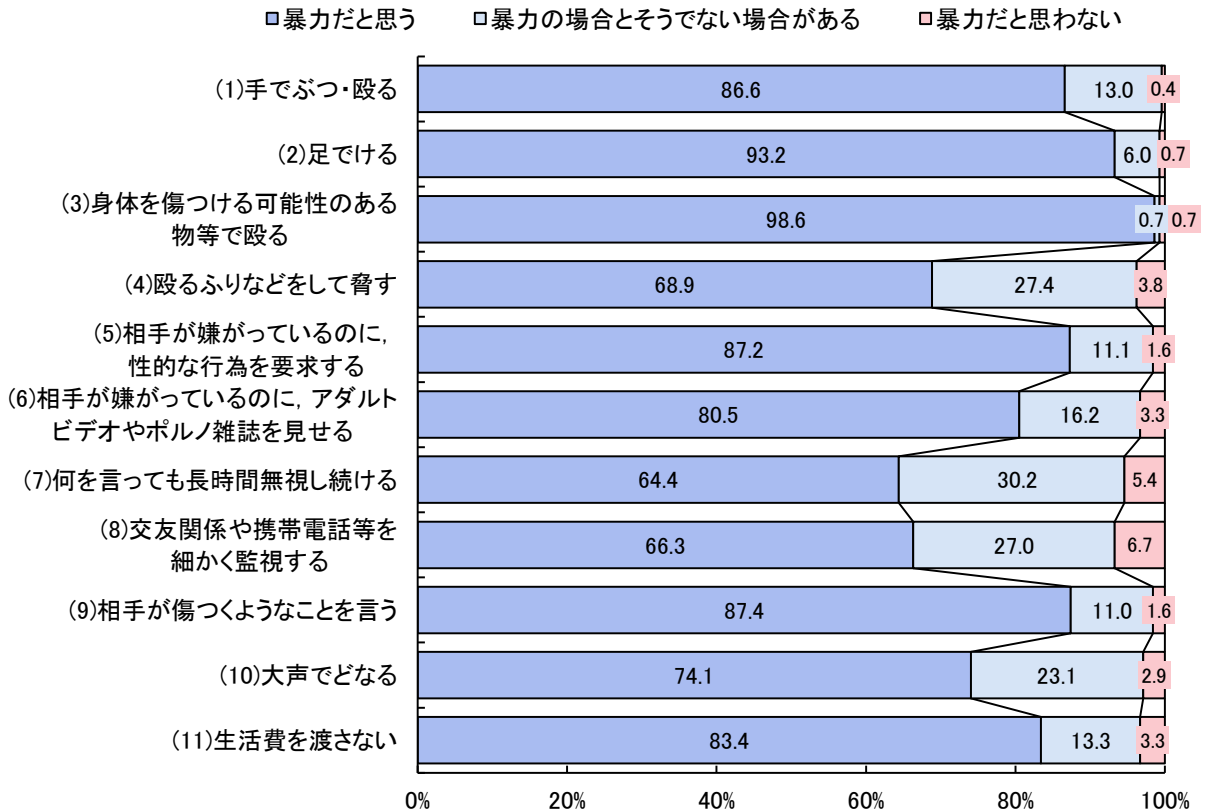


《資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）》

配偶者や恋人の間で行われた場合、暴力だと思ふ行為と、経験について

配偶者や恋人の間で行われた場合、暴力だと思ふ行為については、「(3) 身体を傷つける可能性のある物等で殴る」は98.6パーセント、「(2) 足でける」は93.2パーセントと9割以上が「暴力だと思ふ」と回答しています。一方、「(7) 何を言っても長時間無視し続ける」は64.4パーセント、「(8) 交友関係や携帯電話等を細かく監視する」は66.3パーセントと「暴力だと思ふ」と回答した割合が7割未満と低くなっています。

■配偶者や恋人の間で行われた場合、暴力だと思ふ行為について〔行為別〕

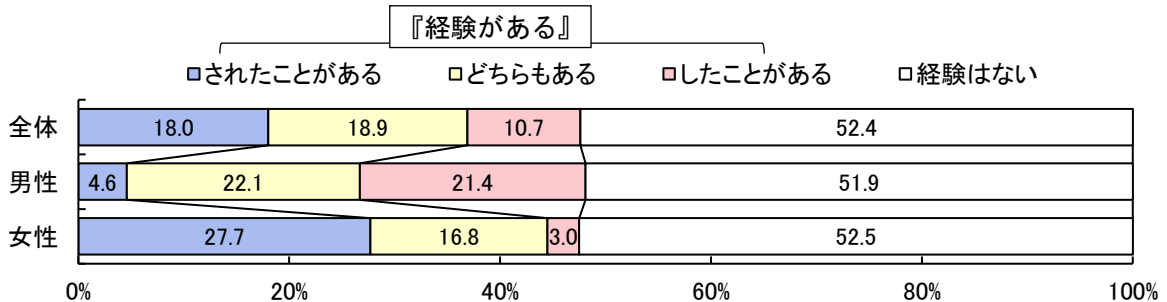


※資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）※

また、これらの項目について1つでも『経験がある』は、全体では47.6パーセントとなっています。男女で『経験がある』の値に大きな差異はありませんが、男性は「したことがある」が「されたことがある」より多く、女性は「されたことがある」が「したことがある」より多くなっています。

※(1)～(11)の項目について「されたことがある」「どちらもある」「したことがある」のいずれか1つ以上がある場合、『経験がある』とする。

■配偶者や恋人の間で行われた場合、暴力だと思ふ行為の経験有無について〔全体〕（全体・性別）



※資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）※

(3) 令和4年度男女共同参画に関する企業の取組状況調査結果より

調査の概要

①調査の目的

本調査は、呉市内企業の経営者や人事担当責任者に対し、「職場における男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」に関わる意識をお尋ねし、今後の市の施策に反映させることを目的に実施しました。(平成19年度より継続実施)

②調査の設計

調査区域	呉市全域
調査対象	市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
標本数	315事業所
調査方法	郵送配布・FAX回収
調査期間	令和4(2022)年8月15日~9月30日

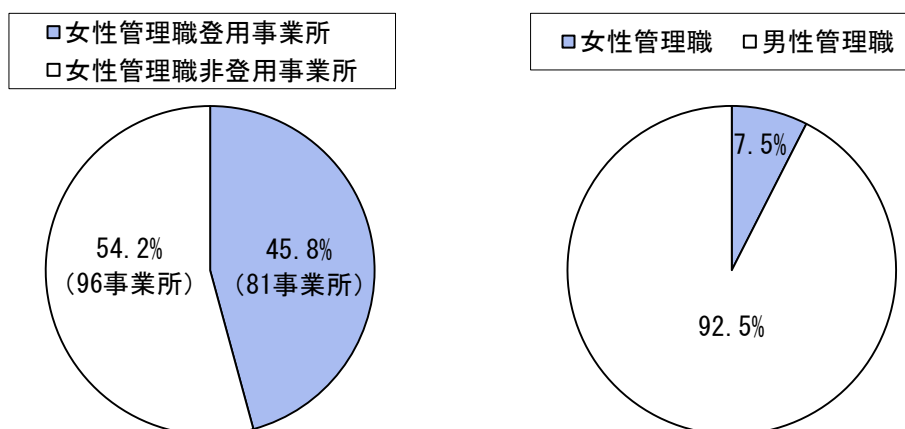
③回収結果

A. 発送数	B. 宛先不明・事務所移転等	C. 回収数	D. 回収率 [C÷(A-B)]
315事業所	5事業所	177事業所	57.1%

事業所における女性管理職の登用

女性を管理職(課長クラス以上の職)に登用している事業所は、177事業所中81事業所で45.8パーセント、全管理職1,460人に対する女性管理職109人の割合は7.5パーセントとなっています。

■事業所における女性管理職の登用



≪資料：男女共同参画に関する企業の取組状況調査(令和4年 呉市)≫

■事業所における女性管理職の登用〔事業内容別〕

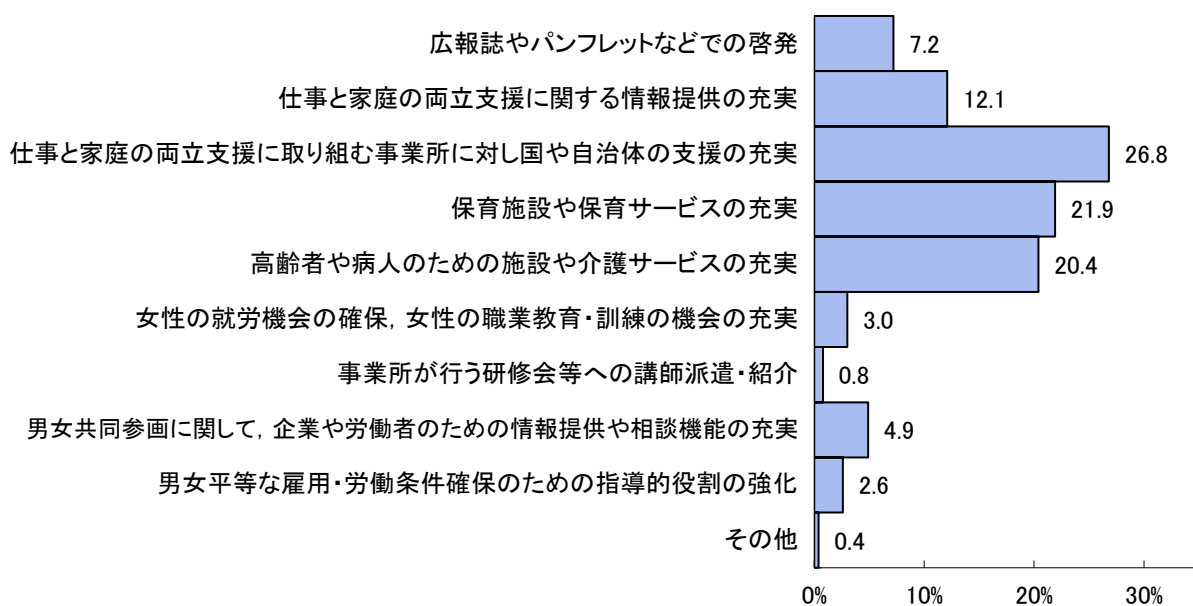
事業内容	事業所数 (件)	管理職数 (人)	女性管理職 登用数 (人)	女性管理職 の割合 (%)
建設業	19	182	4	2.2
製造業	54	705	11	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0.0
情報通信業	2	64	3	4.7
運輸・郵便業	16	78	10	12.8
卸売・小売業	18	88	2	2.3
金融・保険業	9	33	4	12.1
不動産業・物品賃貸業	0	0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	3	8	0	0.0
宿泊・飲食サービス業	3	15	4	26.7
生活関連サービス業、娯楽業	3	2	0	0.0
教育、学習支援業	5	25	5	20.0
医療・福祉	26	148	57	38.5
複合サービス業	3	9	0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	16	103	9	8.7
合 計	177	1,460	109	7.5

＜資料：男女共同参画に関する企業の取組状況調査（令和4年 呉市）＞

事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策について

事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策については、「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所に対し国や自治体の支援の充実」が26.8パーセント、「保育施設や保育サービスの充実」が21.9パーセント、「高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実」が20.4パーセントと高く、続いて「仕事と家庭の両立支援に関する情報提供の充実」が12.1パーセントとなっています。

■事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策（複数回答）



＜資料：男女共同参画に関する企業の取組状況調査（令和4年 呉市）＞

6 第3次計画における取組の成果と課題

(1) 施策目標の達成状況

「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」の指標と現況値・目標値

目標Ⅰ：男女がともに、男女共同参画についての意識づくりの推進

「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合については、男性、女性ともに第3次計画初年度の値より大きくなっており、性別によって役割を固定化する意識は少しずつ解消されていると言えますが、目標値には至っていません。

また、「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合については、男性、女性ともに改善傾向が見られない状況です。引き続き、男女共同参画社会について理解を促すために広報・意識啓発を行うとともに、男女共同参画について理解を深める学習機会の充実を図る必要があります。

指標	第3次計画 初年度 (平成25年度)	改定版 策定時 (平成29年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性 52.9% 女性 62.2% (平成23年度)	男性 57.8% 女性 63.4% (平成28年度)	男性 61.0% 女性 70.2%	男性 70% 女性 75%
「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	男性 23.3% 女性 10.0% (平成23年度)	男性 23.1% 女性 10.9% (平成28年度)	男性 18.9% 女性 12.3%	男性 35% 女性 20%

目標Ⅱ：男女がともに、社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進

女性の管理職がいる事業所の割合、女性委員のいない審議会数、女性の単位自治会長の割合の三つの指標については、令和4年度当初時点で目標値には達していないものの改善傾向がみられます。

市の管理職に占める女性職員の割合については、令和4年度当初の値で11.6パーセントと目標値に達しています。

一方、審議会等委員に占める女性の割合については、改善傾向がみられず、目標値30.0パーセントの早期達成に向け、新たな人材の発掘、女性の人材に関する情報提供の充実が課題です。

指標	第3次計画 初年度 (平成25年度)	改定版 策定時 (平成29年度)	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和4年度)
女性委員のいない審議会数	4	5	3	0
審議会等委員に占める女性の割合	22.6%	22.5%	21.5%	30%
市の管理職に占める女性職員の割合	2.7%	2.3%	11.6%	10%
女性の管理職がいる事業所の割合	38.4%	40.0%	45.8%	50%
女性の単位自治会長の割合	7.1%	7.8%	9.4%	10%

目標Ⅲ：男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

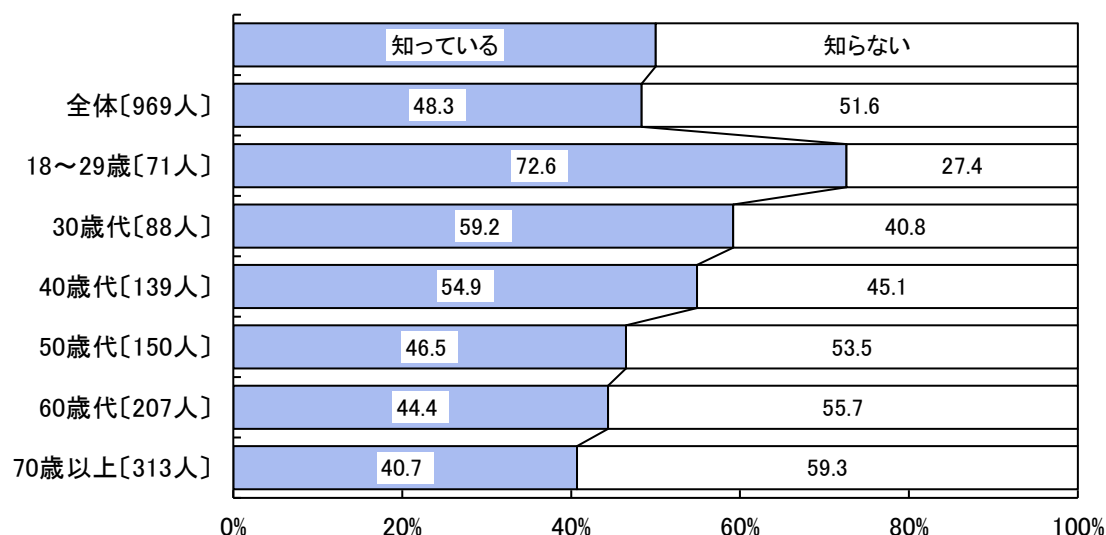
家庭生活で「育児（乳幼児の世話）」を主に妻だけが行う人の割合については、令和3年度の値で目標値には達していないものの、改善傾向が見られます。一方、男性の育児休業取得率（市職員）、育児参加休暇取得率（市職員）、市職員の年次有給休暇取得日数、家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合の4つの指標については、改善傾向が見られません。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知っている割合については、企業においては令和4年度の値で96.6パーセントと概ね目標値に近い値となっています。一方、市民においては令和3年度の値で48.3パーセントと改善傾向は見られるものの、目標値の65パーセントとの差は大きく、また年代が上がるほど知っている割合が低いことから、幅広い年代への認知と理解を促す取組が必要です。

指標	第3次計画 初年度 (平成25年度)	改定版 策定時 (平成29年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
男性の育児休業取得率(市職員)	3.8%	0.0%	0.0%	10%
育児参加休暇取得率(市職員)	※改定版にて指標追加	76.5%	66.7%	100%
市職員の年次有給休暇取得日数	8日	8.23日 (平成28年度)	8.79日	15日
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている割合	市民 29.7% (平成23年度) 企業 91.3% (平成23年度)	市民 42.4% (平成28年度) 企業 98.5% (平成28年度)	市民 48.3% (令和3年度) 企業 96.6% (令和4年度)	市民 65% 企業 100%
家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	56.9% (平成23年度)	55.3% (平成28年度)	57.9%	40%
家庭生活で「育児(乳幼児の世話)」を主に妻だけが行う人の割合 ※令和3年男女共同参画市民アンケート調査では「育児・子育て」に変更	73% (平成23年度)	78.7% (平成28年度)	61.2%	60%

■参考「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知っている割合（年代別）」

※「知っている」は「内容まで知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」の合計



男性の育児休業取得率（市内企業）は令和3年度の値で10.1パーセントと目標値を達成しています。一方、地域活動や市民活動に参加している男性の割合、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）の二つの指標については、平成28年度の値では増加傾向がみられたものの令和4年度の値では減少しています。新型コロナウイルスの蔓延による企業活動への影響、従来の情報提供や啓発活動が十分に実施できなかった影響も考えられ、状況の変化に対応した新たな支援、情報提供や啓発活動の充実を図る必要があります。

指 標	第3次計画 初年度 (平成25年度)	改定版 策定時 (平成29年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9% (平成23年度)	31.7% (平成28年度)	25.9%	40%
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数 (市内企業)	35社 (平成23年度)	92社 (平成28年度)	42社 (令和4年度)	100社
女性の労働力率(30～34歳)	64.8% (平成22年度)	68.6% (平成27年度)	76.4% (令和2年度)	80%
男性の育児休業取得率(市内企業)	1.90%	3.5%	10.1%	5%

目標Ⅳ：男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり

配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合は、ともに第3次計画（改定版）の値より大きくなっていますが、目標値の100パーセントには至っておらず、あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発と相談窓口の周知に取り組む必要があります。

中学校・高等学校等（高等専門学校、定時制を含む）におけるデートDV防止に関する取組を行う割合については8割前後で推移しており、目標の100パーセントに向けて、実施できていない学校への講師の派遣等を推進する必要があります。

指 標	第3次計画 初年度 (平成25年度)	改定版 策定時 (平成29年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 73.5% 殴るふりをして 脅す 59.2% (平成23年度)	手でぶつ 79.0% 殴るふりをして 脅す 63.3% (平成28年度)	手でぶつ 86.6% 殴るふりをして 脅す 68.9%	手でぶつ 100% 殴るふりをして 脅す 100%
中学校・高等学校等(高等専門学校、定時制を含む)におけるデートDV防止に関する取組を行う割合 ※カッコ内:実施校数。道徳教育の一環として実施したものも含む。	80%	81.8% (36校)	76.7% (33校)	100%

7 計画の重点項目

本計画の推進に当たっては、第3次計画における取組の成果と課題、及び男女共同参画に係る最近の社会情勢を踏まえて、地域社会を構成する市・市民・事業者が協力し、次の課題に重点的に取り組みます。

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

性別にかかわらずともに、ライフステージに応じた多様な働き方が選択でき、自らの希望するバランスで様々な活動に参画できる環境づくりとして、事業所のトップや管理職が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を持続的成長のための経営戦略として捉えるための情報提供を行うとともに、保育サービス、介護サービス等の事業の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの意義が、現在働いている世代以外を含む幅広い年代にまで浸透するように、さらなる広報・啓発活動を充実させます。

また、性別にかかわらず、市民が子育てや介護等に主体的にかかわることができるように、仕事と家庭、地域での生活の両立を支援します。さらに定年等により退職した男女が、これまでの経験を生かして地域活動等の様々な活動に参画し、生きがいのある生活を送ることができるよう、継続して取り組みます。

2 性差に係る固定的な意識の解消

依然として、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定的概念が、政治や仕事の場、地域活動、家庭等の様々な場における男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

一人一人が性別によって制約されることなく個人として尊重され、自らの意思によって自分らしい生き方が選択でき、多様性を認め合える社会の実現のため、男女共同参画に関心の低い層にまで浸透するように、さらなる広報・啓発活動を充実させます。

また、性差に関わらずライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選択できるように、男女共同参画の視点を踏まえた学校教育や生涯教育の推進に取り組みます。

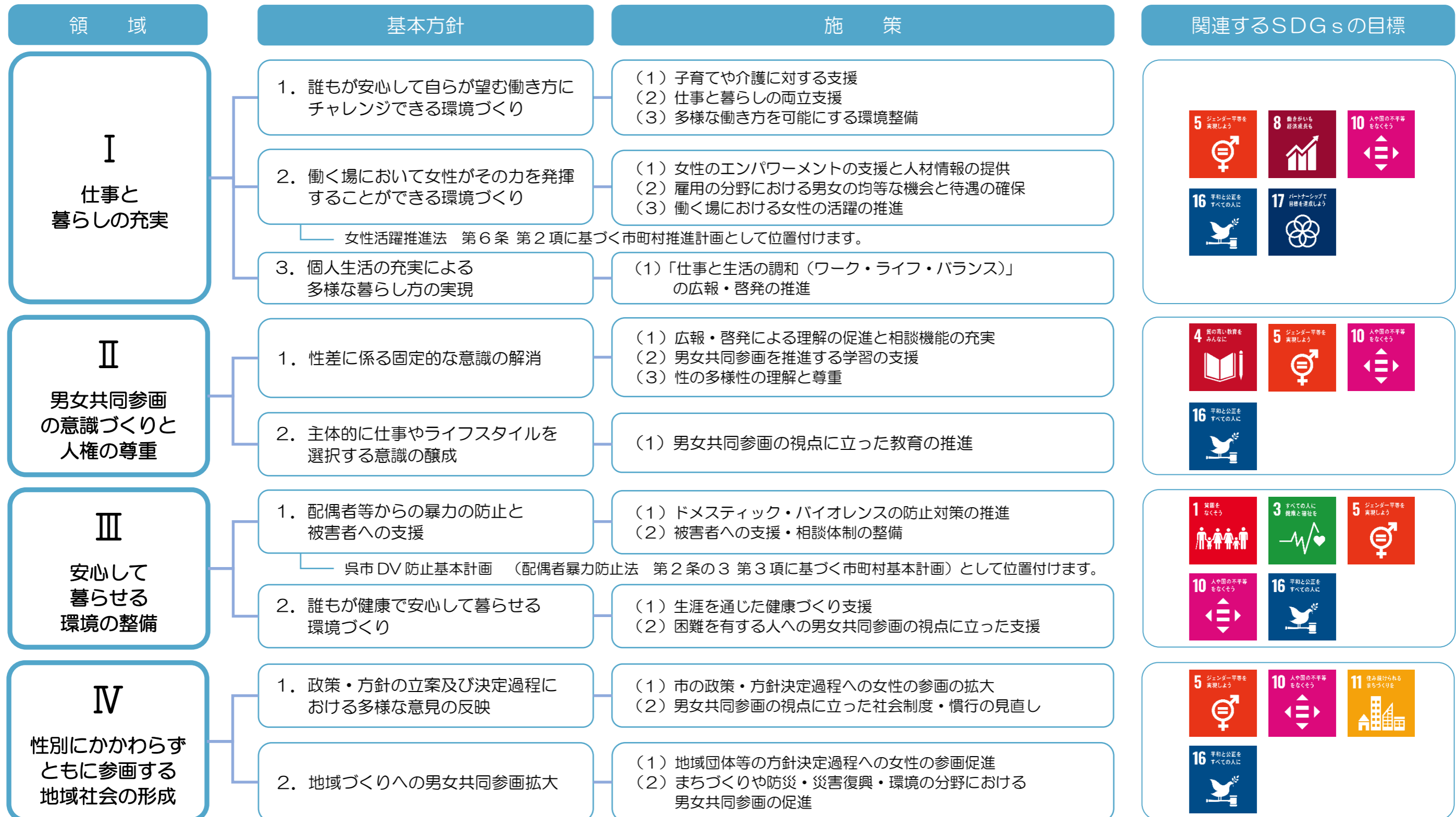
3 ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進

男女間における暴力は、決して許されるものではなく、とりわけドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為をも含む人権侵害です。このことを市民共有の認識とし、DV防止に向け啓発活動を推進します。また、DVの発生を未然に防ぐという観点から、若年層の間で問題となっている交際相手からの暴力、いわゆるデートDVの防止に向けた取組を推進し、お互いに相手を尊重し、対等な人間関係を構築できるよう、教育・啓発活動を行います。

また、DV等の被害者が安心して相談でき、適切に支援できる体制の充実、関係課機関との連携の強化に取り組みます。

第2章 計画の体系と内容

1 計画の体系



2 基本方針、基本施策及び具体的事業

領域Ⅰ 仕事と暮らしの充実

(基本方針1) 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり

性別にかかわらず誰もが仕事と子育てや介護を両立しながら安心して働き続けることができ、また、ライフスタイルに応じて柔軟に働くことができる環境を整備します。

施策1 子育てや介護に対する支援

性別にかかわらず誰もが、仕事と子育てや介護を両立しながら安心して働き続けることができるように、多様なライフスタイルに応じた子育て支援や介護支援の充実を図ります。

取組	内容	担当課
多様な保育サービスの提供	保護者の就労形態の多様化等に対応した、保育所等における保育サービスを提供します。	子育て施設課
放課後児童対策の充実	保護者等が就労等により昼間常時家庭にいない場合に児童を放課後から夕方まで預かり、遊びや生活の場を提供するとともに、全ての児童を対象に、身近な場所で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動をすることができる居場所等を提供します。	子育て支援課
介護サービス等の利用支援	高齢者が住み慣れた地域や自宅で可能な限り自立した生活が営めるよう、介護サービス等の適切かつ円滑な利用を支援します。	介護保険課 高齢者支援課
地域の子育て・介護支援体制の充実	地域で安心して子育てができるよう、また高齢者が地域で安心して暮らせるよう環境を整備します。	子育て施設課 地域保健課 高齢者支援課
子育てや介護に関する相談体制や情報提供の充実	子育てや介護に対する負担感や不安の解消を図るため、相談体制や情報提供の充実を図ります。	障害福祉課 文化振興課 子育て支援課 高齢者支援課

施策2 仕事と暮らしの両立支援

性別にかかわらず、仕事と家庭生活、地域活動等を両立させ、希望する生活が送られるように学習機会や情報を提供します。

取組	内容	担当課
家庭生活や地域活動等への参画支援	地域活動に関する情報提供や相談業務、家庭や地域への参画を支援する情報提供を行います。	地域協働課 人権・男女共同参画課
日常生活能力の向上支援	家事等の日常生活能力を獲得・向上できるよう、学習機会や情報を提供します。	生涯学習センター 高齢者支援課

施策3 多様な働き方を可能にする環境整備

育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など、仕事と生活の両立支援に係る多様な働き方への支援、制度の定着及び利用促進を支援します。

取組	内容	担当課
多様な働き方への支援	国・県等関係機関と連携し、就業機会の拡大を支援するとともに、雇用の安定等に関する企業の啓発を行います。	商工振興課 人権・男女共同参画課
両立支援に向けた企業の取組の推進	企業における育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など仕事と生活の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を支援します。	商工振興課

成果指標と目標値

指標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和14(2032)年度
男性の育児休業取得率(市職員※)	0.0%	50%
育児参加休暇取得率(市職員※)	66.7%	100%
男性の育児休業取得率(市内企業)	10.1%	30%
家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	57.9%	0%を目指す
家庭生活で「育児・子育て」を主に妻だけが行う人の割合	61.2%	0%を目指す
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数 (市内企業)	42社 (令和4年度)	100社

※市職員は消防局・上下水道局を除く職員

具体的事業

■ 施策1 子育てや介護に対する支援

取組	具体的事業	担当課
多様な保育サービスの提供	公立保育所管理運営事業	子育て施設課
	一時保育事業	
	延長保育事業	
	障害児保育事業	
	病児・病後児保育事業	
	保育所等の整備援助	
	産休明け入所事業	

取組	具体的事業	担当課
放課後児童対策の充実	放課後児童健全育成事業	子育て支援課
	放課後児童会・子供教室一体型モデル事業(令和5~7年度)	
	児童館の運営	
介護サービス等の利用支援	介護保険制度	介護保険課
	紙おむつ購入助成券支給事業	高齢者支援課
	家族介護慰労金支給事業	
地域の子育て・介護支援体制の充実	子育てヘルパー派遣事業	子育て支援課
	子育て家庭支援事業	
	利用者支援事業	
	ファミリー・サポート・センター事業	
	子どもの居場所づくり助成事業	子育て施設課
	地域子育て支援拠点事業	
	子育て世代包括支援事業	地域保健課
	要介護高齢者等見守り支援事業	高齢者支援課
	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	
子育てや介護に関する相談体制や情報の充実	児童療育相談事業	障害福祉課
	青少年の教育相談	文化振興課
	家庭教育相談事業	
	家庭児童相談事業	子育て支援課
	地域相談センター	高齢者支援課
	地域包括支援センター	
	利用者支援事業	子育て支援課 子育て施設課

■ 施策2 仕事と暮らしの両立支援

取組	具体的事業	担当課
家庭生活や地域活動などへの参画支援	呉市市民協働センターにおける情報提供、相談業務及び活動支援	地域協働課
	くれ男女共同参画セミナーの開催	人権・男女共同参画課
日常生活能力の向上支援	誰もが参加できる料理教室の開催	生涯学習センター
	地域介護教室の開催	高齢者支援課

■ 施策3 多様な働き方を可能にする環境整備

取組	具体的事業	担当課
パートタイム、派遣労働等の多様な働き方への支援	呉市シルバー人材センター支援	商工振興課
	公共職業安定所（ハローワーク）との連携	商工振興課 人権・男女共同参画課
両立支援に向けた企業の取組の推進	呉市職場環境改善資金特別融資制度	商工振興課
	市内企業の労働環境改善に向けた取組の広報	
	くれ勤労者福祉サービスセンター支援	

(基本方針2) 働く場において女性がその力を発揮することができる環境づくり

女性の個性や能力が十分に発揮できるよう、家庭、地域、職場等に対し啓発や情報提供を行い、企業や各種団体等における女性の参画機会の拡大、積極的な管理職等への女性の登用を促進するとともに、女性が仕事に対する意欲を持つことができ、またその力を発揮できる環境を整備します。

施策1 女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

女性の社会への関心と参加意欲を高めることができるような自主的な学習機会や情報を提供します。また、市民の学習支援や啓発活動推進の担い手となる人材情報を収集、提供します。

取組	内容	担当課
学習機会の充実	女性の社会への関心と参加意欲を高めることができるような自主的な学習機会や情報を提供します。	人権・男女共同参画課 地域協働課 子育て支援課
人材情報の収集・提供	市民の学習支援や啓発活動推進の担い手となる人材情報を収集し、提供します。	文化振興課

施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用における積極的改善措置（ポジティブ・アクション*6）の取組を促進するため、相談体制の充実を図るとともに、国・県等関係機関と連携して啓発を行います。

取組	内容	担当課
相談体制の充実	国・県・商工会議所等の関係機関と連携して、雇用に関する相談体制の充実を図ります。	商工振興課
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を講じるための啓発	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進するため、国・県等関係機関と連携して啓発を行います。	商工振興課 人権・男女共同参画課

***6 ポジティブ・アクション（積極的改善措置 Positive Action）**

社会的・構造的な差別によって、不利益を被っている女性や少数者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現するための暫定的な措置。

施策3 働く場における女性の活躍の推進

取組	内容	担当課
再就職・起業・自営業者への支援	国・県等関係機関と連携し、意欲のある起業家を育成するとともに、再就職、経営に関する知識・手法などの情報を提供します。	商工振興課 農林水産課

成果指標と目標値

指標	現況値	目標値 令和 14(2032)年度
女性の管理職がいる事業所の割合	45.8% (令和 4 年度)	70%
女性の労働力率(30～34 歳)	76.4% (令和 2 年度)	80%

具体的事業

■ 施策 1 女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

取組	具体的事業	担当課
学習機会の充実	女性団体・グループへの情報提供	人権・男女共同参画課
	呉市女性連合会への助成	地域協働課
	呉市母子寡婦福祉連合会助成事業	子育て支援課
人材情報の収集・提供	「きらりすと」制度	文化振興課

■ 施策 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

取組	具体的事業	担当課
相談体制の充実	呉市雇用促進協議会	商工振興課
職場での積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を講じるための啓発	公共職業安定所(ハローワーク)との連携	商工振興課 人権・男女共同参画課

■ 施策 3 働く場における女性の活躍の推進

取組	具体的事業	担当課
再就職・起業・自営業者への支援	女性の創業支援事業	商工振興課
	認定農業者の育成	農林水産課
	担い手農家の育成	
	新規漁業就業者への支援	
	農山村生産流通等改善事業	

(基本方針3) 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及，性別に関わらず誰もが，家庭生活や地域活動，学び等の個人生活を充実させることができるように広報・啓発を行います。

施策1 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の広報・啓発の推進

取組	内容	担当課
市における積極的取組の推進	市長の「イクボス宣言」を始め，企業等の模範となるよう，市職員の育児休業等の取得を推進するための環境づくりに積極的に取り組みます。	人事課 関係各課

成果指標と目標値

指標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和14(2032)年度
市職員の年次有給休暇取得日数	8.79日	15日
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている割合	市民 48.3%(令和3年度) 企業 96.6%(令和4年度)	市民 65% 企業 100%

具体的事業

■ 施策1 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の広報・啓発の推進

取組	具体的事業	担当課
市における積極的取組の推進	ワーク・ライフ・バランス研修の実施	人事課
	一斉定時退庁日の徹底	関係各課

領域Ⅱ 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

(基本方針1) 性差に係る固定的な意識の解消

性別による固定的な役割分担意識が反映された社会制度や慣行を見直し、男女が社会の対等な構成員として、様々な分野で、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会について理解を促すために広報・意識啓発を行うとともに、男女共同参画について理解を深める学習機会の充実、性の多様性を理解して尊重し合える性教育等の充実、広報・意識啓発を行います。

施策1 広報・啓発による理解の促進と相談機能の充実

取組	内容	担当課
広報・意識啓発の実施	男女共同参画情報の発信や「男女共同参画週間」に合わせた映画上映会やパネル展の実施等、男女共同参画の推進に向けた広報・意識啓発を行います。	人権・男女共同参画課
情報の収集及び提供	関連図書や行政資料等の情報を収集し、閲覧・貸出し及びホームページや広報誌等、市の広報媒体を活用して情報提供します。	人権・男女共同参画課 秘書広報課 中央図書館 関係各課
男女共同参画の意識啓発と相談機能の充実	仕事や家族、また自らの生き方等の悩みなどを相談しやすい体制の確立や心身の健康維持を図ります。	人権・男女共同参画課 地域保健課

施策2 男女共同参画を推進する学習の支援

取組	内容	担当課
男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画の推進に向けた理解を深めるため、講座の開催等、生涯を通じた学習機会を提供します。	秘書広報課 生涯学習センター 学校教育課 人権・男女共同参画課
性別にかかわらずともに学習に参加するための条件の整備	講座や教室等の開催にあたって、育児や仕事をしている男女が参加しやすいよう、開催する場所・時間帯の工夫、託児の実施等を行います。	関係各課

施策3 性の多様性の理解と尊重

取組	内容	担当課
性の多様性や命を大切にする教育及びリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*7についての啓発の充実	命の尊さや人を思いやることの大切さを伝えていくとともに、自分自身を大切にし、相手にも思いやりを持った行動ができるように啓発し、性の多様性やリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解を深めるため、講座等による啓発の充実を図ります。	人権・男女共同参画課 学校安全課 地域保健課
性に関する相談機会や情報の提供	HIVや性感染症を予防するための正しい知識の普及及び相談事業を行います。	地域保健課 学校安全課

***7 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利 Reproductive Health/Rights）**

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。女性2000年会議においては、HIV／エイズその他の疾病を含む健康上の問題への政策の実施についても提案されている。

成果指標と目標値

指標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和14(2032)年度
「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性 61.0% 女性 70.2%	100%を目指す
「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	男性 18.9% 女性 12.3%	100%を目指す

具体的事業

■ 施策1 広報・啓発による理解の促進と相談機能の充実

取組	具体的事業	担当課
広報・意識啓発の実施	呉市男女共同参画週間パネル展	人権・男女共同参画課
	くれ男女共同参画セミナーの開催	
	各種人権問題研修・講座の開催	
	呉人権擁護委員協議会支援	
	呉市人権尊重企業連絡協議会 研修会	
情報の収集及び提供	人権に関する資料の貸出・閲覧	人権・男女共同参画課
	広報媒体を活用した情報提供	秘書広報課
	ホームページや広報紙等市の広報媒体を活用した情報提供	
	図書館資料の企画展示	中央図書館
	ホームページの充実	関係各課
男女共同参画の意識啓発と相談機能の充実	市民相談	人権・男女共同参画課
	精神保健福祉相談	地域保健課
	自殺対策推進事業	

■ 施策2 男女共同参画を推進する学習の支援

取組	具体的事業	担当課
男女共同参画に関する学習機会の提供	出前トーク	秘書広報課
	各種講座の開設	生涯学習センター
	ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進	学校教育課
	呉市人権教育・啓発推進連絡協議会	人権・男女共同参画課
	人権教育・啓発推進事業	
性別にかかわらずともに学習に参加するための条件の整備	託児の実施	関係各課

■ 施策3 性の多様性の理解と尊重

取組	具体的事業	担当課
性の多様性や命を大切にす教育及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての啓発の充実	性の多様性に対する相談・啓発	人権・男女共同参画課
	わたしの“いのち”メッセージ展の開催	
	人権啓発ポスター・絵画展の開催	
	性に関する指導の実施	学校安全課
	思春期ふれあい体験学習	地域保健課
	母子健康づくり事業	地域保健課

取組	具体的事業	担当課
性に関する相談 機会や情報の提供	エイズ対策事業	地域保健課
	男女の相互理解	学校安全課

（基本方針2） 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成

児童生徒に対して、性差に係る固定的な意識の解消に関する教育を推進するとともに、性別にかかわらず自己のライフスタイルや将来を考え、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるキャリア教育の充実を図ります。

施策1 男女共同参画の視点に立った教育の推進

取組	内容	担当課
男女共同参画に関する教育の推進	児童・生徒に対し、性差に係る固定的な意識の解消に関する教育を推進します。また、自立及び望ましい勤労観、職業観を育むため、技術・家庭科や職場体験学習等の充実を図ります。	学校教育課
教職員等の男女共同参画に関する理解の促進	運営全般にわたる男女共同参画の取組を推進するため、教職員、保育士、保護者等に対する研修等の充実を図ります。	学校教育課 子育て施設課 子育て支援課

具体的事業

■ 施策1 男女共同参画の視点に立った教育の推進

取組	具体的事業	担当課
男女共同参画に関する教育の推進	キャリア・スタート・ウィーク	学校教育課
教職員等の男女共同参画に関する理解の促進	教職員研修の実施	学校教育課
	教育研究会部会事業（家庭科部会）	
	保育士研修	子育て施設課
	私立幼稚園協会への補助	子育て支援課

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

(基本方針1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

性被害やドメスティック・バイオレンス(DV)、様々なハラスメント等、あらゆる暴力による権利侵害のない環境を整備します。

施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進

取組	内容	担当課
男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	DV、性暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を容認しない社会風土を醸成するために、警察等関係機関と連携して、研修・講座の開催等を行います。	学校安全課 子育て支援課 人権・男女共同参画課
DV防止に向けた教育・啓発の推進	DVが重大な人権侵害であることを市民共有の認識とし、DV防止に向けて理解が深められるよう、啓発活動を積極的に推進します。	人権・男女共同参画課
誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	誰もが安心して暮らすことができるよう、防犯・防災対策、障害者・児童・高齢者虐待防止と養護者支援など、家庭や地域の安全を守るための取組を進めます。	地域協働課 福祉保健課 重層的支援推進室 高齢者支援課 障害福祉課 地域保健課 子育て支援課 学校安全課 文化振興課

施策2 被害者への支援・相談体制の整備

取組	内容	担当課
相談体制の充実	相談者に対して適切な支援ができるよう、各種窓口の連携を行い、また相談員等の資質向上のための研修の充実を図ります。	学校教育課 人権・男女共同参画課 子育て支援課
被害者支援の充実	緊急に保護を必要とする被害者の安全を確保するとともに、被害者の情報が加害者に知られることのないよう、個人情報管理を徹底し、被害者の自立に向けて関係各課や関係機関が相互に連携した取組を進めます。	住宅政策課 子育て支援課 子育て施設課 学校安全課

成果指標と目標値

指標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和14(2032)年度
配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 86.6% 殴るふりをして脅す 68.9%	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
中学校・高等学校等(高等専門学校, 定時制を含む)におけるデートDV防止に関する取組を行う割合	76.7%	100%

具体的事業

■ 施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進

取組	具体的事業	担当課
男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	DV防止対策関係機関連絡会議の開催	子育て支援課
	犯罪防止教室	学校安全課
	配偶者に対する暴力関係機関連絡会議(広島県主催)への参加	子育て支援課
DV防止に向けた教育・啓発の推進	DV防止啓発講演会の開催	人権・男女共同参画課
	DV相談先ミニガイドブックの作成・設置	
	デートDV防止啓発事業	
	デートDV防止啓発講師派遣事業	
誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	防犯対策事業	地域協働課
	成年後見制度普及啓発事業	福祉保健課 重層の支援推進室 高齢者支援課(高齢者) 障害福祉課(知的障害者) 地域保健課(精神障害者)
	障害者虐待防止対策支援事業	障害福祉課
	児童虐待防止対策の強化	子育て支援課
	学校安全推進事業	学校安全課
	青少年指導センターの活動	文化振興課

■ 施策2 被害者への支援・相談体制の整備

取組	具体的事業	担当課
相談体制の充実	女性相談事業	子育て支援課
	体罰, セクシュアル・ハラスメント, パワー・ハラスメント等に関する相談窓口の設置	学校教育課
	市民相談	人権・男女共同参画課
	相談員等の資質の向上	子育て支援課
被害者支援の充実	市営住宅優先入居	住宅政策課
	県・西部子ども家庭センター・警察等関係機関との連携強化	子育て支援課
	母子生活支援施設運営事業	
	DV家庭の子どもに対する支援	子育て施設課 学校安全課

(基本方針2) 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくり

ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、誰もが健康で安心して暮らせる環境を整備します。また、ひとり親家庭、高齢者、障害のある人、外国人、生活困窮者等、貧困を始めとして様々な困難を抱える人に対し、相談体制を充実させるとともに、解決に向けた包括的な支援を行います。

■ 施策1 生涯を通じた健康づくり支援

取組	内容	担当課
母子保健対策の充実	妊娠から出産・子育てまで、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。	地域保健課
ライフステージに応じた健康の保持・増進	男性と女性それぞれの特有の病気や健康上の問題等について配慮し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、様々な不安やストレスを軽減するための相談等の充実を図ります。	地域保健課 学校安全課
健康を脅かす問題についての対策の推進	覚醒剤等、健康に及ぼす影響について情報提供を行います。	学校安全課

■ 施策2 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

取組	内容	担当課
高齢者への支援	高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるよう、介護予防や社会参加を促進します。	高齢者支援課
障害のある人への支援	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、就業機会の拡大、生活支援や社会参加、健康づくりの支援を促進します。	障害福祉課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、子育て支援とともに諸手当の支給や就業支援等を行います。	子育て支援課 住宅政策課
生活困窮者への支援	生活困窮者の生活の安定と自立に向けた支援を行います。	生活支援課
外国人への支援	外国人にとって暮らしやすい環境を整備するため、生活情報の提供や相談の充実を図るとともに、国際理解の推進に向け、交流イベントや語学教室等を開催します。	地域協働課 秘書広報課

具体的事業

■ 施策1 生涯を通じた健康づくり支援

取組	具体的事業	担当課
母子保健対策の充実	妊婦・乳幼児健康診査事業	地域保健課
ライフステージに応じた健康の保持・増進	ライフステージに応じた健康づくりの推進	地域保健課
	健康相談の推進	
	児童生徒に対する食育の推進	学校安全課
健康を脅かす問題についての対策の推進	薬物乱用防止教室の開催	学校安全課

■ 施策2 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

取組	具体的事業	担当課
高齢者への支援	生きがい対策事業	高齢者支援課
	敬老バス優待運賃助成事業	
	老人クラブ連合会活動助成事業	
	「食」の自立支援配食サービス事業	
	緊急通報装置等給付事業	
障害のある人への支援	障害者相談支援事業	障害福祉課
	社会参加促進事業	
	いきいきパス（障害）の交付事業	
	障害者（児）のための補装具・日常生活用具給付事業	
	重度心身障害者医療費助成制度	
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭自立支援事業	子育て支援課
	児童扶養手当支給事業	
	ひとり親家庭等医療費助成制度	
	奨学資金貸付基金	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
	市営住宅の提供	住宅政策課
生活困窮者への支援	生活保護制度の適正な運用	生活支援課
	自立支援プログラムの推進	
	生活困窮者の自立支援	

取 組	具体的事業	担当課
外国人への支援	国際交流センターにおける情報サービスの提供	地域協働課
	外国人相談窓口の設置（国際交流センター及び東部地区外国人総合相談窓口）	
	外国語教室（外国文化教室）	
	日本語教室の実施	
	日本語教室《呉》の実施	
	せかいの花の実施	
	たのしいにほんご教室の実施	
	青年海外協力隊募集への協力	
	国際交流センターにおける交流イベント	
	ホームページや広報紙等市の広報媒体を活用した情報提供	
	生活情報紙	地域協働課
	SNS (Instagram・Facebook)	

領域Ⅳ 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成

(基本方針1) 政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

政策・方針の立案や決定過程に幅広い意見を反映させるため、市が率先して審議会等委員への女性の登用を促進するとともに、女性職員の登用と職域拡大を推進します。また、男女共同参画に関する職員研修の充実、男女共同参画に関する意識調査や実態調査を定期的に行い、市民や事業者の意識や現状の把握に努め、施策推進の基礎資料とします。

施策1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

取組	内容	担当課
審議会等委員への女性の参画の推進	審議会委員への女性の登用について、関係者の協力を得て促進します。また、女性の政策・方針決定過程への参画について呉市の現状を明らかにするため、女性委員登用率の公表を行います。	人権・男女共同参画課 人事課 関係各課
女性職員の登用と職域拡大の推進	女性職員のエンパワーメント、職域拡大と登用を推進します。	人事課 消防総務課
多様な段階での市民意見の募集・聴取の推進	市民意見を広く反映させるため、市の施策立案への参画機会の拡充を行います。	秘書広報課 関係各課

施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

取組	内容	担当課
統計調査・研究の実施	男女共同参画に関する意識調査や実態調査等を定期的に行い、市民や事業者のニーズの把握に努め、施策推進の基礎資料とします。	企画課 人権・男女共同参画課
男女共同参画に関する職員研修の充実	市の職員が率先して男女共同参画社会の実現を担えるよう、職員研修を行います。	人事課

成果指標と目標値

指標	現況値 (令和4年度)	目標値 令和14(2032)年度
市の管理職※に占める女性職員の割合	11.6% (令和4年度)	30%
女性委員のいない審議会数	3	0
審議会等委員に占める女性の割合	21.5%	40%

※市職員は消防局・上下水道局を除く職員

具体的事業

■ 施策1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

取組	具体的事業	担当課
審議会等委員への女性の参画の推進	女性委員登用率の公表	人権・男女共同参画課
	女性委員登用率の目標値40%の早期達成・方策検討	関係各課
	附属機関等の委員への女性の登用促進	人権・男女共同参画課 人事課
女性職員の登用と職域拡大の推進	国内研修機関等への派遣研修	人事課
	管理職への女性の積極的な登用	
	女性消防吏員の採用	消防総務課
多様な段階での市民意見の募集・聴取の推進	無作為抽出による審議会等委員の意見の活用	関係各課
	市政への提言	秘書広報課
	市長とわがまちトーク	

■ 施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

取組	具体的事業	担当課
統計調査・研究の実施	市民意識調査の実施	企画課
	男女共同参画市民アンケート調査の実施	人権・男女共同参画課
	企業の取組状況調査の実施	
	年次報告の発行	
男女共同参画に関する職員研修の充実	人権尊重のまちづくり推進リーダー養成研修の実施	人事課

(基本方針2) 地域づくりへの男女共同参画拡大

個人や様々な地域団体等と協働・連携した活動、交流の機会づくり、人材情報や活動情報の公開を行うこと等により、自主的・自律的で活発な活動や交流が広がっていくよう支援します。また、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、性別にかかわらずともに活動でき、より生活しやすい豊かな地域づくりを支援します。

施策1 地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進

取組	内容	担当課
地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進	性別にかかわらず、ともに自治会などの地域活動へ参画できるよう働きかけ、地域の活性化を図ります。	地域協働課

施策2 まちづくりや防災・災害復興・環境の分野における男女共同参画の促進

取組	内容	担当課
地域活動の場における男女共同参画の促進	性別にかかわらずともにボランティア等の活動に参加でき、学習成果や知識・技能を活かせるように、各種活動を支援します。	地域協働課
防災・災害復興分野における男女共同参画の促進	災害から受ける影響やニーズが男女で違うことに配慮するなどにより災害対応を推進します。 また、災害現場における活動への女性の参画を促進します。	消防総務課 危機管理課 復興総室 予防課 人権・男女共同参画課
環境分野における男女共同参画の促進	持続可能な社会の実現にとって重要な環境分野において、女性の積極的参画を推進します。	環境政策課

成果指標と目標値

指標	現況値	目標値 令和14(2032)年度
女性の単位自治会長の割合	9.4% (令和4年度)	20%
地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9% (令和3年度)	40%

具体的事業

■ 施策1 地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進

取組	具体的事業	担当課
地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進	まちづくりサポーター制度	地域協働課

■ 施策2 まちづくりや防災・災害復興・環境の分野における男女共同参画の促進

取組	具体的事業	担当課
地域活動の場における男女共同参画の促進	各まちづくりセンター及び呉市市民協働センターの運営	地域協働課
	ボランティア活動推進事業	
防災・災害復興分野における男女共同参画の促進	消防団活動への女性の参加促進	消防総務課
	地域防災計画の整備	危機管理課
	避難所の在り方の見直し	
	防災意識の向上と情報発信	危機管理課 復興総室 予防課
	災害時における全国の男女共同参画センター等との相互支援ネットワークによる連携*8	人権・男女共同参画課
環境分野における男女共同参画の促進	出前環境講座	環境政策課
	くれ環境市民の会	
	環境月間行事	

*8 国は、第5次男女共同参画基本計画において、災害時には全国の男女共同参画センター等が効果的な役割を果たせるよう相互支援を掲げている。大規模災害時は、全国の男女共同参画センターから物資や人、情報等が集約・発信され、被災地に的確に提供・支援されるよう、全国女性会館協議会の運営する相互支援システムを活用してネットワーク化されている（各地の男女共同参画センター及び自治体の男女共同参画所管部署が参加）。

3 指標と目標値の一覧

領域	基本方針	指標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和14(2032)年度
I	1	男性の育児休業取得率（市職員※）	0%	50%
		育児参加休暇取得率（市職員※）	66.7%	100%
		男性の育児休業取得率（市内企業）	10.1%	30%
		家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	57.9%	0%を目指す
		家庭生活で「育児・子育て」を主に妻だけが行う人の割合	61.2%	0%を目指す
		広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）	42社 (令和4年度)	100社
	2	女性の管理職がいる事業所の割合	45.8% (令和4年度)	70%
		女性の労働力率（30～34歳）	76.4% (令和2年度)	80%
	3	市職員の年次有給休暇取得日数	8.79日	15日
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知っている割合	市民 48.3% (令和3年度) 企業 96.6% (令和4年度)	市民 65% 企業 100%
II	1	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性 61.0% 女性 70.2%	100%を目指す
		「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	男性 18.9% 女性 12.3%	100%を目指す
III	1	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思う人の割合	手でぶつ 86.6% 殴るふりをして脅す 68.9%	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
		中学校・高等学校等（高等専門学校、定時制を含む）におけるデートDV防止に関する取組を行う割合	76.7%	100%
IV	1	市の管理職※に占める女性職員の割合	11.6% (令和4年度)	30%
		女性委員のいない審議会数	3 (令和4年度)	0
		審議会等委員に占める女性の割合	21.5% (令和4年度)	40%
	2	女性の単位自治会長の割合	9.4% (令和4年度)	20%
		地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9%	40%

※市職員・市の管理職は消防局・上下水道局を除く職員

第3章 計画の実現に向けて

1 推進体制

(1) 呉市男女共同参画推進審議会

「くれ男女共同参画推進条例」第17条の規定に基づき、市民・学識経験者等から構成する「呉市男女共同参画推進審議会」を市長の附属機関として設置し、市長の諮問に応じて本計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議します。

(2) 呉市男女共同参画推進会議

第1副市長を会長、第2副市長及び教育長を副会長、関係部長を委員とする「呉市男女共同参画推進会議」を設置し、市における男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

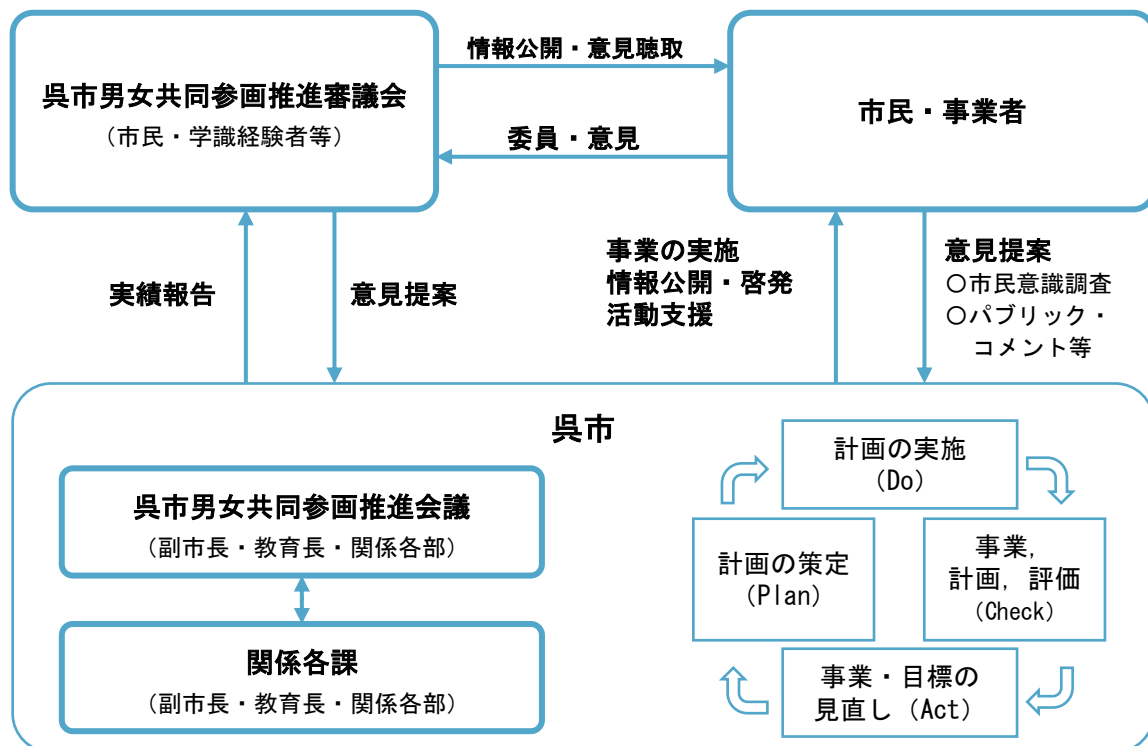
(3) 国・県・関係機関との連携・協力

国，県，関係機関と連携・協力し，情報の共有化や事業実施を図ります。

2 計画の進行管理

「くれ男女共同参画推進条例」第9条の規定に基づき、毎年、施策の進捗状況を年次報告として公表するとともに、次年度以降の取組に反映させます。

また、男女共同参画を推進するための調査・研究の実施を定期的に行い、男女共同参画に関する現状や市民の意識について実態を把握し、市民の意見や提案を施策に反映します。



第 4 章 付属資料

計画策定の策定経過

年度	月	会議名等
令和 3年度	7~9月	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画市民アンケート調査 対象：呉市内に居住する満18歳以上の男女2,500人 (層化無作為抽出法) 有効回答数：1,057件(有効回答率：42.28%)
	7~8月	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する企業の取組状況調査 対象：市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業321事業者 (全数調査) 有効回答数：145件(有効回答率：46.03%)
令和 4年度	5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年第3回 民生委員会(行政報告) くれ男女共同参画基本計画(第4次)の策定について
	7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回推進会議(幹事会)(計画素案の検討 ※書面)
	7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回推進会議(幹事会)(計画素案の検討 ※書面)
	8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回推進会議(委員会)(計画素案の検討)
	8~9月	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する企業の取組状況調査 対象：市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業315事業者 (全数調査) 有効回答数：177件(有効回答率：57.10%)
	9月26日 ~ 10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリック・コメントの実施 提出方法：郵送, ファクシミリ, 電子メール, 持参, 電子申請 意見数：0件
	11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回呉市男女共同参画推進審議会(計画素案の検討)
	2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回呉市男女共同参画推進審議会(計画案の検討)
2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ●呉市男女共同参画推進審議会 「第4次くれ男女共同参画基本計画」について答申 	

呉市男女共同参画推進審議会委員名簿

(敬称略)

役職名	委員名	所属・役職等	備考
会長	小坂 哲也	広島国際大学健康科学部 医療福祉学科教授	
副会長	海生 郁子	ひろしま通訳・ガイド協会	
委員	荒川 莉央	NPO法人昭和地区まちづくり協議会	
委員	磯田 朋子	延辺大学(中国)外籍教員 広島文化学園大学 名誉教授	
委員	金本 康司	呉市立昭和中学校 校長 呉市中学校長会 会長	
委員	木村 善友	呉人権擁護委員協議会	
委員	光重 真樹	広島県警察本部 呉警察署生活安全課長	
委員	是貞 聡志	NPO法人ファザーリングジャパン 中国支部副理事長	
委員	重川 智美	女性社労士ネットワーク・シャロネーゼ会員 社会保険労務士	
委員	品川 美保子	呉市手をつなぐ育成会 相談役 元呉市小学校長会 会長	
委員	土井 佳子	IACC国際カラーコンサルタント	
委員	速水 京子	公益社団法人呉法人会女性部理事 株式会社クローバースクール専務取締役	
委員	松浦 直樹	呉信用金庫人事部長	
委員	宗像 勇	連合広島呉地域協議会事務局長	
委員	渡邊 清子	呉昭和自主防災連合会副会長	

※上記の名簿は、会長、副会長を除きあいうえお順です。

委嘱年月日：令和4年5月11日

任期：令和6年5月10日まで（2年間）

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正 平成一一年一二月二日法律第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位
置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこと
が重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関す
る取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を
制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の
形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体
及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ
計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もって男女
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を
形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する
ことをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取
扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する
機会が確保されることその他の男女の人権が尊重され
ることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等
を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の
形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんが
み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活
動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なもの
とするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政
策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同
して参画する機会が確保されることを旨として、行われ
なければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族
の介護その他の家庭生活における活動について家族の
一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外
の活動を行うことができるようにすることを旨として、
行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に
おける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな
なければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」と
いう。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的
に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策
及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた
施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会
のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措
置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の

形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

- 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄
(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正 令和四年六月十七日法律第六十八号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加える
ことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとな
っている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴
力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定
する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻
撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以
下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす
言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に
対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体
に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又は
その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で
あった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含
むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚
姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと
同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において
「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下
この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」
という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村
基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この
条において「都道府県基本計画」という。）を定めなけれ
ばならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に
即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町
村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ
の条において「市町村基本計画」という。）を定めるよ
う努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町
村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、
これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県
基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な
助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の

規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令 (保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配

偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並び

に抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。

む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

**附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)
最終改正 令和四年十月一日法律第十二号

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)
第二章 基本方針等 (第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)
第二節 一般事業主行動計画等 (第八条—第十八条)
第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進する ための支援措置 (第二十二条—第二十九条)
第五章 雑則 (第三十条—第三十三条)
第六章 罰則 (第三十四条—第三十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、

男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推

進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活

における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事

業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであ

て、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の

少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活に

おける活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表を

した第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条

の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日
- 二 及び三 略
- 四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二號)第十條第十項第五號の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八號)第三十八條第三項の改正規定(「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三號)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次條及び附則第六條の規定 公布の日
- 二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條中職業安定法第三十二條及び第三十二條の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八條の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一條中雇用保険法第十條の四第二項及び第五十八條第一項の改正規定、第二條の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八條」を「第四十七條の三」に改める部分に限る。))、同法第五條の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八條の前に一條を加える改正規定を除く。並びに第三條の規定(職業能力開発促進法第十條の三第一号の改正規定、同條に一項を加える改正規定、同法第十五條の二第一項の改正規定及び同法第十八條に一項を加える改正規定を除く。))並びに次條並びに附則第五條、第六條及び第十條の規定、附則第十一條中国国家公務員退職手当法第十條第十項の改正規定、附則第十四條中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八號)第四條第二項及び第十八條の改正規定並びに同法第三十三條の改正規定(「第一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」

と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、
「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

くれ男女共同参画推進条例

(平成十三年十二月二十一日条例第二十六号)

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 基本的施策(第8条-第16条)

第3章 呉市男女共同参画推進審議会 (第17条・第18条)

付則

呉市は、美しい瀬戸内海と灰ヶ峰、休山が織り成す風光明媚な自然に恵まれ、「ものづくり」のまちとして発展を遂げてきた。

21世紀を迎え、社会経済活動の成熟化や少子・高齢化、高度情報化等が急速に変化する中で、ゆとりと豊かさが実感でき、個性と輝きのある創造性豊かな都市として更に発展を続け、また、人が人として大切にされ互いに支え合う、やさしさあふれる都市(ハーティポリス)を創造していくには、男女が互いにその人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、緊要な課題である。

呉市では、男女共同参画を推進するために様々な取組を計画的に展開してきたところではあるが、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、女性の労働力率も出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、家庭生活と他の活動との両立が必ずしも十分でない等、真の男女平等を達成するには、なお一層の努力が必要である。

こうした現状を踏まえ、更に豊かで活力ある呉市を創造し、未来に引き継いでいくためには、地域社会を構成する市、市民及び事業者が自らの役割や責任を自覚し、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女共同参画に関する施策を推進しなければならない。

私たちは、市、市民及び事業者の協働によって、男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を定めるとともに、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市、市民及び事業者が積極的に役割を担い合う協働によって豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、その言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接又は間接に性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重され健康な生活を営むことについて配慮されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、当該取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに留意し、協調して行われなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントその他の人権を侵害する性的な言動や性暴力を行ってはならない。
- 3 だれであっても、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(市の役割)

第5条 市は、男女共同参画社会の形成に向けての責任を自覚し、実施するあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、関係機関と連携し、男女共同参画に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるように努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と育児や介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するように努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定しなければならないものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成の促進に関して総合的かつ長期的に講じるべき施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定及び変更について、市民及び事業者との協働により行い、当該策定及び変更をしたときは、速やかに公表するものとする。

4 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、あらかじめ、呉市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、基本計画に基づいた施策の総合的な推進を図るため、男女共同参画に関する施策の実施状況を調査分析した報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市の施策・方針決定過程への女性の参画推進)

第10条 市は、率先垂範して、施策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 市の執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の選出に際して、女性の登用に努めること。

(2) 市の行政機関における男女共同参画を図るため、女性職員の積極的な職域の拡大、登用及び能力開発に努めること。

(3) 職員が職業生活と家庭生活その他の活動とを両立することができるよう支援するため、育児休業、介護休暇等の制度について、性別にかかわらず共に活用できる環境づくりに努めること。

(男女共同参画に関する教育、学習の振興)

第11条 市は、市民が男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、家庭教育、学校教育及び社会教育のあらゆる分野の教育において、男女共同参画に関する教育、学習の振興について必要な施策を行うものとする。

(家庭生活と職業生活その他の活動の両立支援)

第12条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立することができるよう、子育てや介護等の支援を行うものとする。

(情報収集と調査研究)

第13条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(市民の理解を深めるための措置)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、広報啓発活動を行うものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第15条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画への取組(積極的改善措置を含む。)が促進されるよう、必要な情報提供その他の協力を行うものとする。

(苦情又は相談への対応)

第16条 市は、男女共同参画の推進を阻害する問題についての苦情又は相談を受けた場合は、関係機関との連携を図りながら適切に対応するものとする。

第3章 呉市男女共同参画推進審議会

(審議会の設置)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、呉市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織、運営)

第18条 審議会は、15名以内の委員をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならないものとする。

2 委員は、市民及び学識者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、これを妨げないものとする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織、運営について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

呉市男女共同参画都市宣言

呉市は、瀬戸内の美しい自然と、先人達が築いてきた「ものづくり」のまちとしての歴史と文化に囲まれた魅力あふれるまちです。

21世紀を迎え、少子・高齢化等、社会が大きく変化するなか、人が人として大切にされ、やさしさあふれるまちとして更に発展していくためには、家庭に、職場に、地域に、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分発揮し、責任も分かちあえる社会を実現して行かなければなりません。

呉市は、市制100周年を迎え、新たな100年に向けての第一歩を踏み出す今、市・市民・事業者が協働して男女共同参画のまちづくりに取り組み、「誰もが住みやすく住んでみたい呉市」を目指して「男女共同参画都市」を宣言します。

平成15年1月28日

呉市長

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくり宣言

平成20年9月19日議決

いま、長時間労働の是正は、社会全体にとって大きな課題である。

働く人たちの心身の健康への影響、家庭生活との両立の困難さ、地域社会の担い手不足、少子化などの問題を投げかけている。

私たちは、「ワーク・ライフ・バランス」という視点から、働き方や暮らし方、地域社会の在り方を見直すことが求められている。

私たちが目指すのは、一人一人が健康でいきいきと働き続けることができ、安心して妊娠・出産、育児や介護などの家庭生活を充実させ、みずからの職業能力開発を図り、地域活動にも参加できる「ワーク・ライフ・バランス社会」である。

その実現に向けて、呉市は、政労使が合意した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に沿って、仕事と生活の調和を実現している企業への支援、保育や介護サービスの充実など、ワーク・ライフ・バランスのまちづくりに全市民が一体となって取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成20年9月19日

呉市議会

イクボス宣言

私は、職員の多様な働き方を応援し、イキイキと働き続けることができる組織と人を育てる「イクボス」になることをここに宣言します。

- 1 仕事と子育て、介護、地域活動を両立する職員を応援します。
- 2 職員の積極的な育児参加や育休取得を応援します。
- 3 仕事と家庭生活を両立できる働きやすい職場づくりに努め、自ら率先して、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。



令和5年1月20日

呉市長 新原芳明

呉市男女共同参画推進審議会規則

平成13年12月21日規則第39号
最終改正 令和2年4月1日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、くれ男女共同参画推進条例（平成13年呉市条例第26号）第18条第5項の規定に基づき、呉市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を処理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、人権・男女共同参画課において処理する。

一部改正〔平成17年規則54号・20年37号・令和2年30号〕

(委任)

第7条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第37号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界（国際連合）	国	呉市
1975 (昭和 50)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年 (目標: 平等, 発展, 平和) ●国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題企画推進本部」設置 ●「婦人問題企画推進会議」設置 ●「女子教育職員, 看護婦, 保母等の 育児休業に関する法律」公布 	
1976 (昭和 51)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の 10 年開始 (1976 年～1985 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業法(特定職種育児休業 法)」施行 ●「民法」改正・施行 (離婚後の姓の選択自由) 	
1977 (昭和 52)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」策定 ●「国立婦人教育会館」開館 	
1979 (昭和 54)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女子差別撤廃条約」採択 国連第 34 回総会 		
1980 (昭和 55)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の 10 年」中間年世界会 議開催(コペンハーゲン)「国連婦 人の十年後半期行動プログラム」 採択 		
1981 (昭和 56)	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO「男女労働者, 特に家族的責任 を有する労働者の機会均等及び均 等待遇に関する条約(第 156 号)」 及び「同勧告」採択 ●「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●「民法」改正・施行(配偶者の相続分 1/3⇒1/2 へ引上げ) 	
1985 (昭和 60)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の 10 年」最終年世界会 議開催(ナイロビ)「西暦 2000 年 に向けての婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国籍法」施行(子の国籍: 父系血統 主義から父母両系主義へ) ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准 ●「労働者派遣法」公布 	
1986 (昭和 61)		<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題企画推進有識者会議」 設置 ●「国民年金法」改正・施行 (サラリーマンの妻にも年金権確立) 	
1987 (昭和 62)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦 2000 年に向けての新国内行 動計画」策定 	
1990 (平成 2)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の地位委員会拡大会期 ●国連経済社会理事会「婦人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略に 関する第 1 回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択 		
1991 (平成 3)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦 2000 年に向けての新国内行 動計画(第 1 次改定)」策定 ●「育児休業法」公布 	
1993 (平成 5)	<ul style="list-style-type: none"> ●世界人権会議(ウィーン)開催「ウィ ーン宣言及び行動計画」採択 ●「女性に対する暴力の撤廃に関す る宣言」採択(国連第 48 回総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「パートタイム労働法」公布・施行 	
1994 (平成 6)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際人口開発会議(カイロ)開催「カ イロ宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画」室設置 ●「男女共同参画審議会」設置(政令) ●「男女共同参画推進本部」設置 (「男女共同参画社会」の用語に変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会社会教育課に 女性係設置 ●呉市女性行政推進会議 (庁内組織)設置

年	世界（国際連合）	国	呉市
1995 (平成 7)	●第 4 回世界女性会議(北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	●「ILO 第 156 号条約」批准 ●「育児・介護休業法」改正	●「女性問題に関する市民意識調査」実施
1996 (平成 8)		●「男女共同参画 2000 年プラン」策定	●呉市女性問題懇話会設置
1997 (平成 9)		●「男女共同参画審議会」設置(法律) ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「労働基準法」改正・一部施行 ●「育児・介護休業法」改正 ●「介護保険法」公布	●呉市女性問題懇話会提言 ●呉市女性行政推進会議を呉市女性行動計画推進会議に改称
1998 (平成 10)			●「男女共同参画プランともに奏でるあしたのくれ」策定
1999 (平成 11)		●「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000 (平成 12)	●国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催「成果文書」採択	●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 ●「男女共同参画基本計画」策定	
2001 (平成 13)		●「男女共同参画会議」設置 ●「男女共同参画局」設置 ●「配偶者暴力防止法」公布・一部施行 ●「育児・介護休業法」改正・一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱禁止等)	●市長部局企画調整課女性政策係設置(改組) ●呉市男女共同参画推進懇話会を設置 ●呉市男女共同参画推進会議(庁内組織)を設置 ●呉市男女共同参画推進懇話会提言 ●「くれ男女共同参画推進条例」公布・施行 ●呉市男女共同参画推進審議会を設置
2002 (平成 14)		●「(改正)育児・介護休業法」全面施行(育児等を行う労働者の時間外労働の制限等)	
2003 (平成 15)		●「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行(平成 27 年 3 月までの時限立法) ●「少子化社会対策基本法」公布・施行	●「呉市男女共同参画宣言都市」を宣言 ●呉市男女共同参画推進審議会答申 ●「くれ男女共同参画基本計画ともに奏でるあしたのくれ」策定(実施期間:平成 15~19 年度)
2004 (平成 16)		●「配偶者暴力防止法」改正・施行(配偶者からの暴力の定義の拡大) ●「育児・介護休業法」改正(育児等休業取得対象者の拡大等)	
2005 (平成 17)	●第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(ニューヨーク)「宣言文」採択	●「刑法」改正・施行(人身売買罪の新設) ●「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定	●市民生活課男女共同参画係設置(改組)
2006 (平成 18)		●「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大等)	

年	世界（国際連合）	国	呉市
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> ●「パートタイム労働法」の改正 ●「配偶者暴力防止法」の改正・施行 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008 (平成 20)		<ul style="list-style-type: none"> ●「(改正)パートタイム労働法」施行 ●「次世代育成支援対策推進法」改正 ●「DV 相談ナビ」の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●呉市男女共同参画推進審議会答申 ●「くれ男女共同参画基本計画(第2次)ともに奏でるあしたのくれ」策定 (実施期間:平成20~24年度) ●人権センターに男女共同参画担当設置(改組)
2009 (平成 21)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正 	
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> ●第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催(ニューヨーク) 「宣言文」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 	
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> ●「UN Women(国連女性機関)正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ●「呉市男女共同参画市民アンケート調査」実施
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> ●第56回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク) 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議 	<ul style="list-style-type: none"> ●「(改正)育児・介護休業法」施行(100人以下の企業も対象) 	
2013 (平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> ●「日本再興戦略」の中核に「女性活躍推進」が位置付けられる ●「配偶者暴力防止法」改正 ●「ストーカー規制法」改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●呉市男女共同参画推進審議会答申 ●「くれ男女共同参画基本計画(第3次)ともに奏でるあしたのくれ」策定 (実施期間:平成25~34年度)
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> ●第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議 	<ul style="list-style-type: none"> ●「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる ●「(改正)配偶者暴力防止法」施行 ●「次世代育成支援対策推進法」改正 ●「パートタイム労働法」改正 	
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> ●第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催(ニューヨーク) ●国連持続可能な開発サミット「持続可能な開発目標(SDGs)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 ●「(改正)パートタイム労働法」施行 ●「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ●「女性活躍推進法」公布,一部施行 ●「男女共同参画基本計画(第4次)」策定 	
2016 (平成 28)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「育児・介護休業法」改正 ●「ストーカー規制法」改正 ●「女性活躍推進法」完全施行 ●「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「呉市男女共同参画市民アンケート調査」実施

年	世界（国際連合）	国	呉市
2017 (平成 29)		<ul style="list-style-type: none"> ●「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ●「(改正)育児・介護休業法」施行 ●「改正ストーカー規制法」施行 ●「働き方改革実行計画」策定 ●「子育て安心プラン」公表 ●「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定 	●呉市男女共同参画推進審議会答申
2018 (平成 30)		<ul style="list-style-type: none"> ●「政治分野における男女共同参画推進法」公布, 施行 ●「働き方改革関連法」公布 ●「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定 	●「くれ男女共同参画基本計画（第 3 次）改定版」策定 (実施期間:平成 30～34 年度)
2019 (令和元)	●「国際女性会議 WAW!/Women20」開催(東京)	<ul style="list-style-type: none"> ●「働き方改革関連法」順次施行 ●「女性活躍推進法」改正 ●「労働施策総合推進法」改正 ●「配偶者暴力防止法」改正 ●「児童福祉法」改正 ●「女性活躍加速のための重点方針 2019」策定 	
2020 (令和 2)		<ul style="list-style-type: none"> ●「(改正)働き方改革関連法」施行 ●「(改正)労働施策総合推進法」施行 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「(改正)配偶者暴力防止法」施行 ●「(改正)女性活躍推進法」一部施行 ●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定 ●「女性活躍加速のための重点方針 2020」策定 ●「男女共同参画基本計画(第 5 次)」策定 	
2021 (令和 3)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「育児・介護休業法」改正 ●「ストーカー規制法」改正・施行 	●「呉市男女共同参画市民アンケート調査」実施
2022 (令和 4)		<ul style="list-style-type: none"> ●「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ●「(改正)育児・介護休業法」施行 ●「(改正)女性活躍推進法」一部施行 ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定 (令和 6 年施行予定) 	●呉市男女共同参画推進審議会諮問
2023 (令和 5)			<ul style="list-style-type: none"> ●呉市長による「イクボス宣言」 ●呉市男女共同参画推進審議会答申(予定) ●「第 4 次くれ男女共同参画基本計画」策定 (実施期間:令和 5～14 年度)

第4次くれ男女共同参画基本計画
～ともに奏でる あしたのくれ～

発行日／令和5年3月

発行／呉市 市民部 人権・男女共同参画課
〒737-8501 呉市中央4丁目1-6
TEL: (0823) 25-3476 FAX: (0823) 26-6267
E-mail: zinken@city.kure.lg.jp